古賀市
コスモス

古賀市
古賀水再生センター
大根川

みやこ町
みやこしょうぶ

芦屋町
八朔の馬

岡垣町
三里松原

苅田町
パンジー

吉富町
「海の中のエビ・カニ・アサリ・
ワカメの魚介類」

築上町
築上町町章

築上町
旧椎田町
波と黒松と梅の花

Ⅷ. 参考資料

Ⅷ－１　事業実施の手順

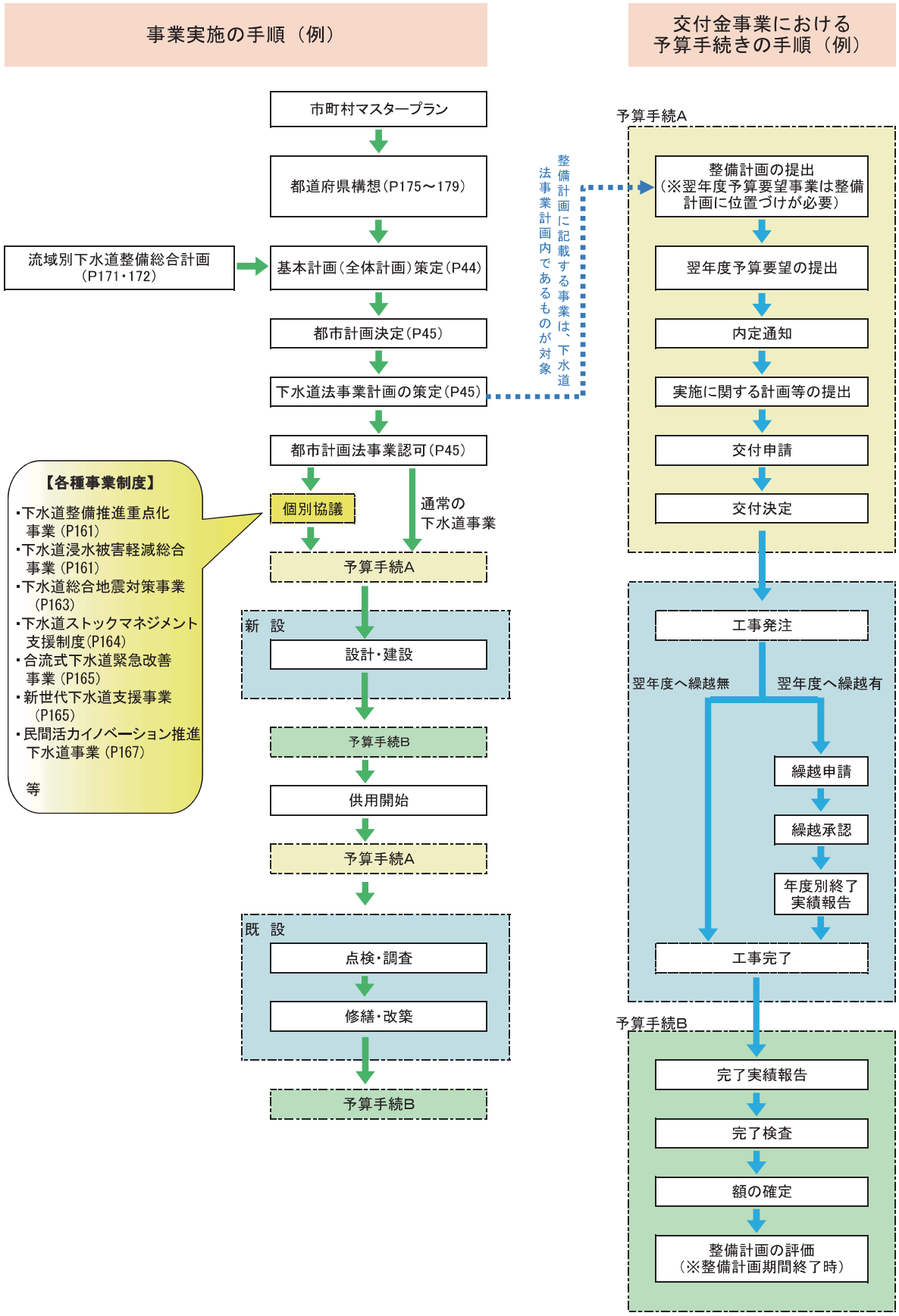

Ⅷ－2　下水道に関する指標について

Ⅷ－2－1　社会資本整備重点計画

1. 計画策定までの経緯

省庁再編のメリットを活かし、社会資本整備を重点的、効率的かつ効果的に実施することを目的とし、平成１５年３月に「社会資本整備重点計画法」および「社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の２法が成立、下水道整備緊急措置法が廃止され、関係する９本の事業分野別長期計画を一本化し、「社会資本整備重点計画(第１次)」（平成１５～１９年度）が策定(平成１５年１０月１０日閣議決定）された。

社会資本整備重点計画(第１次）の計画期間は５箇年であり、平成２１年３月３１日に第２次計画(計画期間:平成２０～２４年度)、平成２４年８月３１日に第３次計画(計画期間:平成２４～２８年度)、平成２７年９月１８日に第４次計画(計画期間:平成２７～令和２年度)、令和３年５月２８日に第５次計画(計画期間:令和３～７年度）が閣議決定された。

2. 社会資本整備重点計画（第５次計画）の概要

第４次重点計画は、令和２年度までを計画期間として推進されたが、計画が策定されて以降も社会資本をめぐる状況は大きく変化している。第５次重点計画は、厳しい財政制約や人口減少の下、社会資本整備のストック効果を最大化させることにより、「国民の安全･安心の確保」、「持続可能な地域社会の形成」、「経済成長の実現」の３つの目的の実現が可能となるよう、策定されたものである。

事業･施策に取り組むにあたり重点施策については、達成状況を定量的に測定するための指標を設定している。

第５次社会資本整備重点計画における下水道に関する主な指標

重点施策	指標
（水害対策）	
・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成の推進	・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数 R元年度　15　→　R7年度　約800
（耐震化等の地震対策）	
・下水道施設の耐震化を推進	・災害時における主要な管渠、下水処理場及びポンプ場の機能確保率 （管渠）　R元年度　約52%　→　R7年度　約60% （下水処理場）　R元年度　約37%　→　R7年度　約42% （ポンプ場）　R元年度　約31%　→　R7年度　約38%
（危機管理体制の確保）	
・洪水、内水、高潮、津波等に対応したハザードマップ作成、訓練実施等の推進	・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数 R元年度　15　→　R7年度　約800
（予防保全の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換）	
・予防保全の管理水準を下回る状態のインフラに対して、計画的・集中的な修繕等を実施する ・インフラの機能を回復させ、「事後保全」から「予防保全」の考え方に基づくインフラメンテナンスへ転換し、中長期的な維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減を図る	・計画的な点検調査に基づく下水道管路の老朽化対策を完了した延長の割合 R元年度　0%　→　R7年度　100%

重点施策	指標
（集約・再編等の取組推進）	
・社会情勢や地域構造の変化や将来のまちづくり計画を踏まえ、既存インフラの廃止・除却・集約化や、利用ニーズに沿ったインフラ再編等の取組の推進により、持続可能な都市・地域の形成、ストック効果の更なる向上を図る	・汚水処理施設の集約による広域化に取り組んだ地区数 R元年度　0箇所　→　R7年度　300箇所
（地球温暖化対策の推進）	
・下水道分野における温室効果ガス排出量削減の推進（下水汚泥バイオマス・下水熱等再生可能エネルギーの利用、下水道における省エネルギー対策、一酸化二窒素の排出削減）	・下水道分野における温室効果ガス排出削減量 H29年度　約210万トン CO2 →　R7年度　約352万トン CO2
（健全な水循環の維持又は回復、生態系の保全・再生）	
・汚水処理施設整備の促進	・汚水処理人口普及率 R元年度　91.7%　→　R8年度　95%

Ⅷ－2－2　九州ブロックにおける社会資本整備重点計画

社会資本整備重点計画において新たに設定された重点目標を達成するため、各地方の特性、将来像や整備水準に応じて重点的、効率的、効果的に整備するための計画として策定された。

本計画で描く九州の将来姿の実現に向けて、社会資本整備の3つの中長期的な目的及び6つの重点目標を設定しており、その達成に向けて戦略的かつ計画的な社会資本整備の実施を推進する。

九州ブロックにおける社会資本整備重点計画での下水道に関する指標

重点施策	指標
（水害対策）	
・人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進（下水道整備等）	・下水道による都市浸水対策達成率 R元年度　約63%　→　R7年度　約71% ・ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数［全国指数］ R元年度　約170地区　→　R7年度　約200地区 ・水害時における下水処理場等の機能確保率 R元年度　0%　→　R7年度　100%
・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成の推進	・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成数 R元年度　2団体　→　R7年度　約89団体
（耐震化等の地震対策）	
・下水道施設の耐震化を推進	・災害時における主要な管渠、下水処理場及びポンプ場の機能確保率 （管渠）　R元年度　約48%　→　R7年度　約57% （下水処理場）　R元年度　約47%　→　R7年度　約51% （ポンプ場）　R元年度　約38%　→　R7年度　約49%
（危機管理体制の確保）	
・洪水、内水、高潮、津波等に対応したハザードマップ作成、訓練実施等の推進	・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成数 R元年度　2団体　→　R7年度　約89団体

重点施策	指標
（予防保全の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換）	
・予防保全の管理水準を下回る状態のインフラに対して、計画的・集中的な修繕等を実施する ・インフラの機能を回復させ、「事後保全」から「予防保全」の考え方に基づくインフラメンテナンスへ転換し、中長期的な維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減を図る	・計画的な点検調査に基づく下水道管路の老朽化対策を完了した延長の割合 R元年度　0%　→　R7年度　100%
（維持管理に係るデータ利活用の促進）	
・データ利活用によるインフラメンテナンスの高度化・効率化を図るため、点検結果などのインフラに関する情報の蓄積、データベース化などの環境整備を促進する。	・管路施設のマネジメントに向けた基本情報等の電子化の割合 R2年度　0%　→　R7年度　100%
（地球温暖化対策の推進）	
・下水道分野における温室効果ガス排出量削減の推進（下水汚泥バイオマス・下水熱等再生可能エネルギーの利用、下水道における省エネルギー対策、一酸化二窒素の排出削減）	・下水道バイオマスリサイクル率 R元年度　70.3%　→　R7年度　75% ・下水道分野における温室効果ガス排出削減量［全国指数］ H29年度　約210万トン CO2 →　R7年度　約352万トン CO2
（健全な水循環の維持又は回復）	
・汚水処理施設整備の促進	・汚水処理人口普及率 R元年度　87%　→　R8年度　94%

Ⅷ－２－３　国土地域強靱化計画

東日本大震災を始め、全国各地で甚大な自然災害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されるようになった。このような中、国では平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。これまでも平成 26 年度以降毎年度「国土強靱化年次計画」を策定してきたところであり（平成 26 年度から平成　30　年度までは「国土強靱化アクションプラン」として策定していたものを令和元年度に改称）、国土強靱化の加速化・深化に対応すべく、PDCA　機能の強化に加え、地方・民間・国民等の国土強靱化を担う様々な主体に対する情報発信機能の充実を図るため、「国土強靱化年次計画 2023」を 策定された。

国土強靱化年次計画2023における下水道に関する重要業績指数（KPI）

事前に備えるべき目標 【起きてはならない最悪の事態】	重要業績指数
・あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ 【突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）】	・浸水実績地区等における下水道による浸水対策達成率 65%（R3）→ 70%（R7）

事前に備えるべき目標 【起きてはならない最悪の事態】	重要業績指数
・情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる 【上下水道施設の長期間にわたる機能停止】	・重要施設に係る下水道管路の耐震化率 55%（R3）→ 70%（R7） ・重要施設に係る下水処理場等の耐震化率 46%（R3）→ 54%（R7）
・情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる 【上下水道施設の長期間にわたる機能停止】	・計画的な点検調査を行った下水道管路で、緊急度Ⅰ判定となった管路のうち、対策を完了した延長の割合 54%（R3）→ 100%（R7）

Ⅷ－２－４　福岡県地域強靱化計画

福岡県では、平成２６年６月に国で閣議決定された「国土強靱化基本計画」を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、平成２８年３月に「福岡県地域強靱化計画」を策定した。

その後、国土強靱化基本計画が改定されたことから、「平成２８ 年熊本地震」、「平成２９年７月九州北部豪雨」に係る検討・検証結果と併せ、令和元年６月に福岡県地域強靱化計画を改定した。今般、近年発生した「令和元年東日本台風」、「令和２年７月豪雨」などの災害に係る検討・検証結果を踏まえ、令和４年３月に福岡県地域強靱化計画を改定した。

福岡県地域強靱化計画にて示された施策の実施推進にあたり、定量的に把握出来るよう、具体的な数値目標として重要業績指標（KPI）を設定している。

福岡県地域強靱化計画における下水道に関する重要業績指数（KPI）

事前に備えるべき目標 【リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）】	重要業績指数
・直接死を最大限防ぐ 【広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生】	・下水道による都市浸水対策達成率 71.8%（R2年度末） → 74.5%（R7年度末） ・想定最大規模降雨による内水ハザードマップを作成・公表した市町村の割合 0.0%（R2年度末） → 55.0%（R7年度末）
・ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる 【汚水処理施設等の長期にわたる機能停止】	・地震対策上重要な下水道管渠における地震対策実施率 46.5%（R2年度末） → 61.7%（R7年度末） ・下水道BCPに基づく定期的な訓練の実施 46.7%（R2 年度末） → 100%（R7 年度末）

Ⅷ－3　県内市町の下水道料金制度（令和6年12月末現在）

北九州市

従量使用料			20m3の一般汚水使用料（税込、円）
一般汚水	基本料金	634 円	2,248円
		1m3あたり（税抜）	
0（m3）～ 10（m3）		0 円	
11（m3）～ 25（m3）		141 円	
26（m3）～ 50（m3）		208 円	
51（m3）～ 200（m3）		257 円	
201（m3）～ 1000（m3）		307 円	
1001（m3）～10000（m3）		407 円	
10001（m3）以上		412 円	
公衆浴場汚水	基本料金	634 円	
		1m3あたり（税抜）	
11（m3）以上		13 円	

水質加算

汚水の水質		1m3あたり（税抜）
生物化学的酸素要求量が汚水1リットルにつき5日間に、又は化学的酸素要求量若しくは浮遊物質量が汚水1リットルにつき	200mg以上600mg以下のとき	48円
	600mgを超え、1000mg以下のとき	68円
	1000mgを超えるとき	112円

*生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量又は浮遊物質量のうちいずれかーの最も高い項目につき適用する。
*汚水排除量が1月につき1,250m3以上のとき下水道使用料の額に加算する。
※下水道使用料及び水質加算は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。（1円未満切捨て）

福岡市

従量使用料			20m3の使用料（税込、円）
一般汚水	基本料金	760 円(税抜)	2,651円
		1m3あたり（税抜）	
1（m3）～ 10（m3）		13 円	
11（m3）～ 20（m3）		152 円	
21（m3）～ 30（m3）		188 円	
31（m3）～ 50（m3）		246 円	
51（m3）～ 100（m3）		278 円	
101（m3）～ 300（m3）		311 円	
301（m3）～ 1，000（m3）		366 円	
1，001（m3）～ 5，000（m3）		417 円	
5，001（m3）以上		515 円	
公衆浴場汚水	基本料金	560 円(税抜)	
		1m3あたり（税抜）	
1（m3）以上		12 円	

大牟田市

従量使用料			20m3の使用料（税込、円）
一般汚水（8m3まで）	基本料金	1,650 円	4,114円
		1m3あたり（税込）	
9（m3）～ 10（m3）		22.00 円	
11（m3）～ 20（m3）		242.00 円	
21（m3）～ 50（m3）		305.80 円	
51（m3）～		347.60 円	
浴場営業用（200m3）まで	基本料金	3,300 円	
		1m3あたり（税込）	
201（m3）以上		20.90 円	

久留米市

従量使用料			20㎥の使用料（税込、円）
一般汚水（10m3まで）	基本使用料	1,260 円	3,091円
		1m3あたり（税抜）	
11（m3）～ 20（m3）		155 円	
21（m3）～ 50（m3）		176 円	
51（m3）～ 100（m3）		196 円	
101（m3）～ 200（m3）		238 円	
201（m3）～ 300（m3）		270 円	
301（m3）～ 500（m3）		290 円	
501（m3）～ 1，000（m3）		293 円	
1，001（m3）～		296 円	
公衆浴場汚水	基本使用料	1,260 円 10（m3）まで	
	1m3あたり（税抜）		
11（m3）以上		10 円	

直方市

従量使用料			20m3の使用料（税込、円）
一般汚水 （10m3まで）	基本料金	1,400 円	3,520円
		1m3あたり（税抜）	
11（m3）～ 20（m3）		180 円	
21（m3）～ 30（m3）		190 円	
31（m3）～ 40（m3）		200 円	
41（m3）～ 50（m3）		220 円	
51（m3）～ 200（m3）		240 円	
201（m3）～ 500（m3）		260 円	
501（m3）～2000（m3）		280 円	
2001（m3）以上		300 円	

飯塚市

従量使用料			20m3の使用料（税込、円）
一般汚水 （10m3まで）	基本料金	1,259 円	3,089円
		1m3あたり（税抜）	
11（m3）～ 20（m3）		155 円	
21（m3）～ 50（m3）		207 円	
51（m3）～ 100（m3）		284 円	
101（m3）以上		304 円	
公衆浴場汚水	基本料金	1,259 円 10（m3）まで	
	1m3あたり（税抜）		
11（m3）以上		40 円	

柳川市

従量使用料			20m3の使用料（税込、円）
一般汚水	基本料金	780 円	3,454円
		1m3あたり（税抜）	
0（m3）～ 6（m3）		0 円	
7（m3）～ 16（m3）		160 円	
17（m3）～ 24（m3）		190 円	
25（m3）以上		220 円	
営業・官公署	基本料金	850 円	
	1m3あたり（税抜）		
0（m3）～ 6（m3）まで		850 円	

八女市

従量使用料（1か月につき）			20m3の使用料（税込、円/月）
基本料金		1,334 円(税抜)	3,925円
（7㎥まで）			
超過料金		172 円(税抜)	
（1㎥につき）			

筑後市

従量使用料			20m3の使用料（税込、円）
一般汚水（7m3まで）	基本料金	1,334 円(税抜)	3,927円
		1m3あたり（税抜）	
0（m3）～ 7（m3）		0 円	
8（m3）～		172 円	

大川市

従量使用料			20m3の使用料（税込、円）
一般汚水 基本料金（1ヶ月につき）		1,180 円	4,085円
		1m3あたり（税抜）	
～ 8（m3）		0 円	
9（m3）～ 15（m3）		205 円	
16（m3）～ 25（m3）		220 円	
26（m3）～		240 円	

行橋市

従量使用料			20m3の使用料（税込、円）
一般汚水	基本料金	1,650 円	3,520円
		1m3あたり（税込）	
0（m3）～ 10（m3）		0 円	
11（m3）～ 20（m3）		187 円	
21（m3）～ 30（m3）		209 円	
31（m3）～ 40（m3）		231 円	
41（m3）～ 50（m3）		253 円	
51（m3）以上		275 円	
（10円未満の端数は5円以上は5円とし、5円未満は切り捨て）			

豊前市

従量使用料 ※上水道を使用している場合			20m3の使用料（税込、円）
基本料金（ 0m3～10m3まで）		1,400 円(税抜)	3,300円
		1m3あたり（税抜）	
0（m3）～ 10（m3）		0 円	
11（m3）～ 20（m3）		160 円	
21（m3）～ 30（m3）		170 円	
31（m3）～ 40（m3）		180 円	
41（m3）～ 50（m3）		190 円	
51（m3）～ 100（m3）		200 円	
100（m3）～		210 円	

※井戸水を使用している場合

人数	水量（㎥）	下水道使用料（税込）
1	6	1,540 円
2	12	1,890 円
3	18	2,940 円
4	22	3,670 円
5	26	4,420 円
6	30	5,170 円
7	34	5,960 円
8	38	6,750 円
9	42	7,560 円
10	46	8,400 円

備考

（1）上水道だけを使用している場合→水道の使用水量を汚水排出量とみなします。

（2）井戸水だけを使用している場合→1世帯につき、3人までは1人当たり6立方メートル、4人目 以降については 1人当たり4立方メートルの汚水を排出したとみなし、その合計量を汚水排出量とします。

（3）上水道と井戸水を併用している場合→（1）で認定した排出量と（2）で認定した排出量を比較して、どちらか多い方とします。

中間市

従量使用料			20m3の使用料（税込、円）
一般汚水	基本料金	1,080 円	3,113円
		1m3あたり（税抜）	
0（m3）～ 10（m3）		0 円	
11（m3）～ 20（m3）		175 円	
21（m3）～ 30（m3）		175 円	
30（m3）～		175 円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料（税込、円）
小郡市	一般汚水　基本料金　1,000 円 1m3あたり（税抜） 0（m3）～ 5（m3）　0 円 6（m3）～ 10（m3）　70 円 11（m3）～ 30（m3）　190 円 31（m3）～ 100（m3）　225 円 101（m3）～ 200（m3）　265 円 201（m3）～ 500（m3）　320 円 501（m3）以上　350 円 公衆浴場汚水　上記（一般汚水）同様	3,570円

市町名	従量使用料	20m3の使用料（税込、円）
春日市	一般汚水　基本料金　770 円（税込） 1m3あたり（税抜） 0（m3）～ 10（m3）　54 円 11（m3）～ 20（m3）　164 円 21（m3）～ 30（m3）　195 円 31（m3）～ 40（m3）　204 円 41（m3）～ 50（m3）　248 円 51（m3）～ 100（m3）　259 円 101（m3）～ 500（m3）　308 円 501（m3）～　320 円	3,160円

市町名	従量使用料	20m3の使用料（税込、円）
宗像市	基本料金（～8m3）　1,257 円（税込） 1m3あたり（税抜） 9（m3）～ 15（m3）　134 円 16（m3）～ 25（m3）　153 円 26（m3）～ 40（m3）　181 円 41（m3）～　220 円	3,130円

市町名	従量使用料	20m3の使用料（税込、円）
古賀市	一般汚水　基本料金　1,108 円 1m3あたり（税抜） 1（m3）～ 8（m3）　10 円 9（m3）～ 10（m3）　132 円 11（m3）～ 20（m3）　160 円 21（m3）～ 30（m3）　190 円 31（m3）～ 50（m3）　199 円 51（m3）～ 100（m3）　213 円 101（m3）～ 500（m3）　230 円 501（m3）～1000（m3）　239 円 1，001m3以上　242 円	3,357円

市町名	用途	算出項目		使用料（税込み）	20m3の使用料（税込、円）
うきは市	家事用	世帯割額		1，210円	－
		世帯人員割額		880円／人	
	事業用A	基本料金　使用人員4人まで		2，508円	
		人員割額　4人を超える使用人数		627円／人	
	事業用B	基本料金　使用水量10m3まで		1，760円	
		使用水量	10m3を超え30m3までの部分	176円／m3	
			30m3を超え50m3までの部分	198円／m3	
			50m3を超え100m3までの部分	220円／m3	
			100m3を超える部分	242円／m3	
	併用A	世帯割額		1，210円	
		世帯人員割額		880円／人	
		使用人員割額		627円／人	
	併用B	世帯割額		1，210円	
		世帯人員割額		880円／人	
		事業用	基本料金　使用水量10m3まで	1，760円	
			使用水量　10m3を超え30m3までの部分	176円／m3	
			30m3を超え50m3までの部分	198円／m3	
			50m3を超え100m3までの部分	220円／m3	
			100m3を超える部分	242円／m3	
	公民館等用	世帯数	50世帯まで	1，650円	
			50世帯を超え100世帯まで	2，420円	
			100世帯を超え150世帯まで	2，970円	
			151世帯以上	3，630円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料（税込、円）
糸島市	一般汚水　基本料金　1,840 円（2ヵ月当たり） 1m3あたり（税抜） 1（m3）～ 20（m3）　50 円 21（m3）～ 50（m3）　190 円 51（m3）～ 100（m3）　215 円 101（m3）～ 300（m3）　250 円 301（m3）～　275 円	3,120円

市町名	従量使用料	20m3の使用料（税込、円）
筑紫野市	一般汚水　基本料金　754 円 1m3あたり（税込） 1（m3）～ 5(m3)　72 円 6(m3）～ 10（m3）　82 円 11（m3）～ 15（m3）　182 円 16（m3）～ 20（m3）　187 円 21（m3）～ 30（m3）　198 円 31（m3）～ 40（m3）　242 円 41（m3）～ 50（m3）　253 円 温泉汚水　基本料金　754 円 1m3あたり（税込） 72 円	3,360

市町名	従量使用料	20m3の使用料（税込、円）
大野城市	一般汚水　基本料金　675 円 1m3あたり（税抜） 1（m3）～ 10（m3）　53 円 11（m3）～ 20（m3）　148 円 21（m3）～ 30（m3）　161 円 31（m3）～ 40（m3）　201 円 41（m3）～ 50（m3）　241 円 51（m3）～ 100（m3）　281 円 101（m3）～　296 円	2,953円

市町名	従量使用料	20m3の使用料（税込、円）
太宰府市	一般汚水　基本料金　825 円 1m3あたり（税込） 0（m3）～ 10（m3）　55.00 円 11（m3）～ 20（m3）　143 円 21（m3）～ 30（m3）　176 円 31（m3）～ 40（m3）　209 円 41（m3）～ 50（m3）　242 円 51（m3）～ 100（m3）　275 円 101（m3）～ 500（m3）　308 円 501（m3）～　341 円 公衆浴場汚水　基本料金　0 円 1m3あたり（税込） 71.50 円	2,805円

市町名	従量使用料	20m3の使用料（税込、円）
福津市	水道水のみ 一般汚水　基本料金　780 円（税抜） 1m3あたり（税抜） 1（m3）～ 10（m3）　65 円 11（m3）～ 20（m3）　153 円 21（m3）～ 30（m3）　160 円 31（m3）～ 50（m3）　200 円 51（m3）～ 100（m3）　230 円 100（m3）～　260 円 井戸水のみ 1人世帯の場合は8㎥/月、2人世帯以上は20㎥/月で算定します。 ※1人世帯は1ヶ月1,430円、2人以上の世帯は1ヶ月3,256円の定額となります。 水道水と井戸水併用 水道水の使用水量と1人世帯は4㎥/月、2人世帯以上は10㎥/月を合算して算定します。	3,256円

市町名	従量使用料	20m3の使用料（税込、円）
宮若市	一般汚水 1m3あたり（税抜）　170 円	3,740円

市町名	従量使用料	20m3の使用料（税込、円）
朝倉市	基本使用料　1,100 円（税込） 従量使用料（1㎥につき）　165 円（税込）	4,400円

市町名	従量使用料	20m3の使用料（税込、円）
みやま市	一般汚水　基本料金　2,560 円 1m3あたり（税抜） 0（m3）～ 16（m3）　0 円 17（m3）～ 30（m3）　170 円 31（m3）～ 60（m3）　180 円 61（m3）～ 100（m3）　190 円 101（m3）～　230 円	3,705円

市町名	従量使用料		20m3の使用料（税込、円）
那珂川市	10㎥まで	基本料金　1，450円（税抜） 1㎥あたり（税抜）	3,410円
	11㎥～20㎥	165 円	
	21㎥～40㎥	180 円	
	41㎥～100㎥	205 円	
	101㎥～200㎥	235 円	
	201㎥～300㎥	260 円	
	301㎥～1,000㎥	300 円	
	1,000㎥～5,000㎥	330 円	
	5,001㎥～	355 円	
	上水道のみを使っている場合	上水道の使用水量を下水道の使用水量とします。	
	井戸水を使っている場合	世帯人数により認定し、下水道の使用水量とします。	
	上水道と井戸水を使っている場合	上水道の使用水量と世帯人数の認定水量を比較して多い方の水量を使用水量とします。	
	営業の場合	井戸水を使用している場合はメーターを設置し、それに表示される使用水量を下水道の使用水量とします。なお、井戸水と上水道を共に使用する併用については、井戸（メーター）と上水道それぞれの合計を使用水量とします。	

市町名	従量使用料		20m3の使用料（税込、円）
篠栗町	一般汚水	基本料金　1,200 円	3,025円
		1m3あたり（税抜）	
	0（m3）～　10（m3）	1,200 円	
	11（m3）～　20（m3）	155 円	
	21（m3）～　30（m3）	180 円	
	31（m3）～　50（m3）	210 円	
	51（m3）～ 100（m3）	250 円	
	101（m3）～ 300（m3）	300 円	
	301（m3）以上	370 円	

市町名	従量使用料		20m3の使用料（税込、円）
須恵町	一般汚水	基本料金　1,100 円	2,860円
		1m3あたり（税抜）	
	0（m3）～　10（m3）	0 円	
	11（m3）～　30（m3）	150 円	
	31（m3）～　50（m3）	200 円	
	51（m3）～ 100（m3）	220 円	
	101（m3）～	270 円	

市町名	従量使用料		20m3の使用料（税込、円）
久山町	一般汚水	基本料金　2,600 円（2ヶ月検針）	2,860円
		1m3あたり（税抜）	
	0（m3）～　20（m3）	0 円	
	21（m3）～　40（m3）	150 円	
	41（m3）～　60（m3）	170 円	
	61（m3）～ 100（m3）	220 円	
	101（m3）～ 200（m3）	270 円	
	201（m3）～	350 円	

市町名	従量使用料		20m3の使用料（税込、円）
芦屋町	一般汚水	基本料金　1,400 円	3,465円
		1m3あたり（税抜）	
	0（m3）～　10（m3）	0 円	
	11（m3）～　30（m3）	175 円	
	31（m3）～ 100（m3）	253 円	
	101（m3）～ 300（m3）	308 円	
	301（m3）～ 1000（m3）	363 円	
	1001（m3）～ 10000（m3）	396 円	
	10000（m3）～	429 円	
	公民館用	1m3あたり（税抜） 150 円	

市町名	従量使用料		20m3の使用料（税込、円）
岡垣町	一般汚水		3,410円
	基本使用料		
	10（m3）まで	1,380 円（税抜）	
	従量使用料	1m3あたり（税抜）	
	11（m3）～　25（m3）	172 円	
	26（m3）～　50（m3）	193 円	
	51（m3）以上	215 円	
	井戸水のみ 1人当たり5㎥/月で算定します。 水道水と井戸水併用 水道水の使用水量に1人当たり2㎥/月を合算して算定します。		

市町名	従量使用料		20m3の使用料（税込、円）
小竹町	汚水	1m3あたり（税込） 209 円	4,180円

市町名	従量使用料		20m3の使用料（税込、円）
宇美町	一般汚水	基本料金　450 円（0m3） 900 円（1～5m3）	3,210円
		1m3あたり（税抜）	
	0（m3）～　5（m3）	0 円	
	6（m3）～　10（m3）	65 円	
	11（m3）～　15（m3）	160 円	
	16（m3）～　20（m3）	180 円	
	21（m3）～　30（m3）	220 円	
	31（m3）～　50（m3）	276 円	
	51（m3）～	371 円	

市町名	従量使用料		20m3の使用料（税込、円）
志免町		基本料金　1,070	2,662円
	使用水量	従量料金（税抜）　（1㎥あたり）	
	10㎥まで	0円	
	11～20㎥まで	135円	
	21～30㎥まで	165円	
	31～50㎥まで	215円	
	51～100㎥まで	245円	
	100㎥を超える部分	340円	

市町名	従量使用料		20m3の使用料（税込、円）
新宮町	一般汚水	基本料金　1,000 円	3,300円
		1m3あたり（税抜）	
	0（m3）～　10（m3）	30 円	
	11（m3）～　20（m3）	170 円	
	21（m3）～　30（m3）	180 円	
	31（m3）～　40（m3）	190 円	
	41（m3）～　50（m3）	200 円	
	51（m3）～ 100（m3）	230 円	
	101（m3）～ 200（m3）	250 円	
	201（m3）～ 300（m3）	280 円	
	301（m3）以上	300 円	

市町名	従量使用料		20m3の使用料（税込、円）
粕屋町	一般汚水		2,750円
	基本排水量及び基本使用料（税抜）		
	10（m3）まで	1,100 円	
	従量排水量及び従量使用料	1m3あたり（税抜）	
	11（m3）～　15（m3）	130 円	
	16（m3）～　20（m3）	150 円	
	21（m3）～　30（m3）	170 円	
	31（m3）～　50（m3）	220 円	
	51（m3）～ 200（m3）	260 円	
	201（m3）以上	300 円	

市町名	従量使用料		20m3の使用料（税込、円）
水巻町		金額（税別）　1か月につき	3,465円
	基本使用料		
	10㎥まで	1,400 円	
	従量使用料		
	10㎥を超える部分1㎥につき	175 円	

市町名	従量使用料		20m3の使用料（税込、円）
遠賀町	一般汚水	基本料金　1,350 円	3,410円
		1m3あたり（税抜）	
	0（m3）～　10（m3）	0 円	
	11（m3）～	175 円	

市町名	従量使用料		20m3の使用料（税込、円）
鞍手町	一般汚水	基本料金　－　円	3,080円
		1m3あたり（税抜）	
	0（m3）～	140 円	

市町名	世帯割額使用料	20m3の使用料（税込、円）
筑前町	一般家庭(毎月) 世帯割額 1,512 円 世帯人員割額 756 円 （例） 4人家族の場合 （1,512円＋756円×4人）＝4,536円 一般家庭以外（毎月） 基本料金 2,160 円 1m3あたり 1m3あたり 151 円	ー

市町名	従量使用料	20m3の使用料（税込、円）
広川町	一般汚水 基本料金 1,467 円(税込) 1m3あたり（税込） 8(m3) ～ 189 円 ※基本使用料(1ヶ月につき)汚水量7㎥まで1,467円	3,924円

市町名	区分		世帯割	世帯員割		20m3の使用料（税込、円）
みやこ町	一般家庭	し尿と雑排水	1,100円	1人につき 880円		ー
		雑排水のみ	660円	1人につき 660円		
	し尿と雑排水	集会所等		125㎡未満 3300円	125㎡以上 5500円	
		その他	使用人員	1～10人	11～20人	21～40人 41～60人
			料金	6,600円	14,300円	25,300円 39,600円
			使用人員	61～100人	101～150人	151人以上
			料金	63,800円	96,800円	134,200円
			他に業務料金	2,200円		

市町名	世帯員割使用料	使用料（税込、円）
築上町	●一般家庭で、世帯員が1人の場合の計算方法 世帯割 1,400円 ＋ 世帯員割 1,200円×1人 ＋ 消費税10% 260円	2,860円
	●業務で1～10人の場合の計算方法 使用人員 1～10人 ＋ 使用料 5,500円 ＋ 消費税10% 550円	6,050円

市町名	従量使用料	20m3の使用料（税込、円）
大刀洗町	一般家庭（1ヶ月につき） 世帯割額 1,500 円 世帯人数割額 600 円 （例）4人家族の場合（税込） （1,500円＋600円×4人）×1.10（消費税）＝4,290円 一般家庭以外（1ヶ月につき） 基本使用料 1,000 円 1㎥当たり 150 円 （例）20㎥使用した場合（税込） （1,000円＋150円×20㎥）×1.10（消費税）＝4,400円	ー

市町名	従量使用料	20m3の使用料（税込、円）
苅田町	一般汚水 基本料金 1,500 円 1m3あたり（税抜） 0(m3) ～ 10(m3) 0 円 11(m3) ～ 20(m3) 170 円 21(m3) ～ 30(m3) 190 円 31(m3) ～ 40(m3) 210 円 41(m3) ～ 50(m3) 230 円 51(m3) ～ 250 円	3,520円

市町名	従量使用料	20m3の使用料（税込、円）
吉富町	一般汚水 基本料金 1,080 円（8m3まで） 1m3あたり（税抜） 8(m3) ～ 150 円	3,170円

遠賀町　れんげの花

Ⅷ－４　施設見学・イベント実施状況

●御笠川浄化センター（福岡県）

所在地：福岡市博多区那珂４－５－１

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	2	0	10
		人数	8	0	98
	公的機関	件数	1	2	8
		人数	1	11	96
	学校関係	件数	0	1	2
		人数	0	26	8
	合計	件数	3	3	20
		人数	9	37	202
実施イベント	下水道展	開催日	－	－	－
		開催場所	－	－	－
		来場者数	－	－	－
	下水道出前講座	開催日	－	2	1
		開催場所	－	小学校	小学校
		参加者数	－	154	130

●多々良川浄化センター（福岡県）

所在地：粕屋町大字江辻705

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	0	1	2
		人数	0	23	16
	公的機関	件数	0	0	2
		人数	0	0	17
	学校関係	件数	1	1	5
		人数	5	6	70
	合計	件数	1	2	9
		人数	5	29	103
実施イベント	下水道展	開催日	－	－	9月10日
		開催場所	－	－	浄化センター
		来場者数	－	－	104
	下水道出前講座	開催日	－	－	－
		開催場所	－	－	－
		参加者数	－	－	－

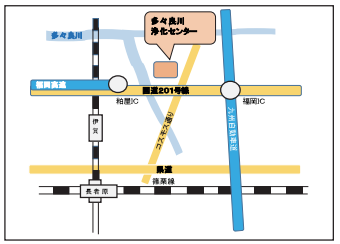

●宝満川浄化センター（福岡県）

所在地：小郡市津古153－１

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	0	0	1
		人数	0	0	23
	公的機関	件数	0	0	3
		人数	0	0	19
	学校関係	件数	0	5	7
		人数	0	308	450
	合計	件数	0	5	11
		人数	0	308	492
実施イベント	下水道展（福童浄化センターと共同開催）	開催日	－	－	9月10日
		開催場所	－	－	宝満川浄化センター（メイン会場・施設見学）、福童浄化センター（施設見学）
		来場者数	－	－	1,030（合計）
	下水道出前講座	開催日	3	3	－
		開催場所	Web	小学校、Web	－
		参加者数	186	212	－

●福童浄化センター（福岡県）

所在地：小郡市福童1421

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	1	0	0
		人数	7	0	0
	公的機関	件数	0	0	0
		人数	0	0	0
	学校関係	件数	0	3	4
		人数	0	85	178
	合計	件数	1	3	4
		人数	7	85	178
実施イベント	下水道展（宝満川浄化センターと共同開催）	開催日	－	－	9月10日
		開催場所	－	－	宝満川浄化センター（メイン会場・施設見学）、福童浄化センター（施設見学）
		来場者数	－	－	1,030（合計）
	下水道出前講座	開催日	－	－	－
		開催場所	－	－	－
		参加者数	－	－	－

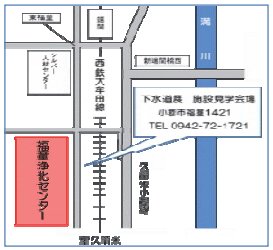

●遠賀川下流浄化センター（福岡県）

所在地：中間市大字中底井野1278－1

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	0	1	0
		人数	0	33	0
	公的機関	件数	1	2	3
		人数	5	14	16
	学校関係	件数	0	0	0
		人数	0	0	0
	合計	件数	1	3	3
		人数	5	47	16
実施イベント	下水道展	開催日	－	－	－
		開催場所	－	－	－
		来場者数	－	－	－
	下水道出前講座	開催日	－	－	1
		開催場所	－	－	小学校
		参加者数	－	－	78

●遠賀川中流浄化センター（福岡県）

所在地：直方市大字植木4054－2

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	0	0	0
		人数	0	0	0
	公的機関	件数	0	0	2
		人数	0	0	35
	学校関係	件数	0	0	1
		人数	0	0	43
	合計	件数	0	0	3
		人数	0	0	78
実施イベント	下水道展	開催日	－	－	9月10日
		開催場所	－	－	浄化センター
		来場者数	－	－	801
	下水道出前講座	開催日	－	1	1
		開催場所	－	Web	小学校
		参加者数	－	48	43

●矢部川浄化センター（福岡県）

所在地：筑後市大字島田754

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	0	1	1
		人数	0	5	4
	公的機関	件数	0	0	4
		人数	0	0	32
	学校関係	件数	1	2	8
		人数	22	39	348
	合計	件数	1	3	3
		人数	22	44	44
実施イベント	下水道展	開催日	－	9月12日	9月10日
		開催場所	－	浄化センター	浄化センター
		来場者数	－	453	688
	下水道出前講座	開催日	12	11	4
		開催場所	Web	Web	Web
		参加者数	553	643	178

流域下水道事業　浄化センター位置図

●日明浄化センター(北九州市)

所在地:北九州市小倉北区西港町96－3

区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間 件数	90	235	249
	民間 人数	253	813	1051
	公的機関 件数	10	30	14
	公的機関 人数	121	1230	132
	学校関係 件数	14	17	40
	学校関係 人数	586	116	1559
	合計 件数	114	282	303
	合計 人数	960	2159	2742

●皇后崎浄化センター(北九州市)

所在地:北九州市八幡西区夕原町1－1

区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間 件数	0	2	1
	民間 人数	0	11	2
	公的機関 件数	0	2	4
	公的機関 人数	0	6	39
	学校関係 件数	0	0	0
	学校関係 人数	0	0	0
	合計 件数	0	4	5
	合計 人数	0	17	41

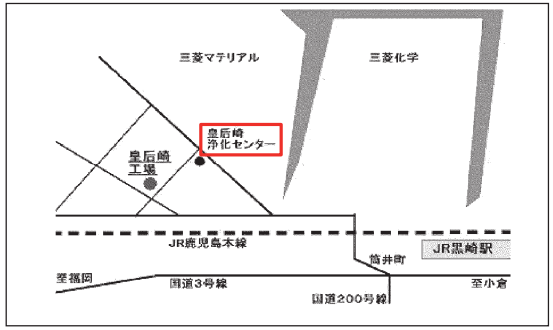

北九州市の浄化センター位置図

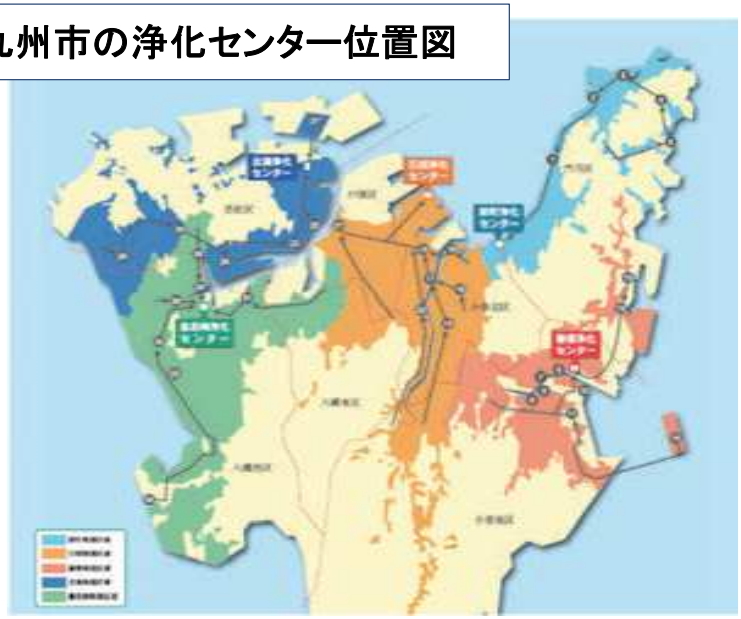

福岡市の水処理センター

●和白水処理センター(福岡市)

所在地:福岡市東区塩浜3－2500

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	1	24	23
		人数	1	238	237
	公的機関	件数	0	18	16
		人数	0	111	117
	学校関係	件数	1	1	5
		人数	1	14	47
	合計	件数	2	43	44
		人数	2	363	401

●西戸崎水処理センター(福岡市)

所在地:福岡市東区大字 西戸崎243－1

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	0	0	0
		人数	0	0	0
	公的機関	件数	0	0	0
		人数	0	0	0
	学校関係	件数	0	0	0
		人数	0	0	0
	合計	件数	0	0	0
		人数	0	0	0

●西部水処理センター(福岡市)

所在地:福岡市西区小戸2－5－1

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	3	9	4
		人数	63	133	81
	公的機関	件数	2	8	11
		人数	23	72	109
	学校関係	件数	1	2	1
		人数	63	77	4
	合計	件数	6	19	16
		人数	149	282	194

●中部水処理センター(福岡市)

所在地:福岡市中央区荒津2－2－1

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	12	31	16
		人数	129	500	331
	公的機関	件数	3	40	31
		人数	38	510	431
	学校関係	件数	5	8	33
		人数	272	254	596
	合計	件数	20	79	80
		人数	439	1264	1358

●新西部水処理センター(福岡市)

所在地:福岡市西区学園通3ー2149

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	0	0	0
		人数	0	0	0
	公的機関	件数	1	0	0
		人数	1	0	0
	学校関係	件数	0	1	1
		人数	0	16	16
	合計	件数	1	1	1
		人数	1	1	16

●東部水処理センター(福岡市)

所在地:福岡市東区松島6－16－1

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	2	2	1
		人数	2	9	9
	公的機関	件数	0	0	1
		人数	0	0	3
	学校関係	件数	2	0	4
		人数	2	0	95
	合計	件数	4	2	6
		人数	4	9	107

●南部浄化センター(大牟田市)

所在地:大牟田市岬町

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	2	0	0
		人数	22	0	0
	公的機関	件数	1	1	1
		人数	2	5	2
	学校関係	件数	0	0	5
		人数	0	0	203
	合計	件数	3	1	6
		人数	24	5	205

よみがえる水と緑の環境フェア　（令和元年度分）

親子下水道教室(浄化センター編)　（令和元年度分）

●南部浄化センター(久留米市)

所在地:久留米市安武町住吉1900

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	2	0	0
		人数	89	0	0
	公的機関	件数	0	2	7
		人数	0	43	130
	学校関係	件数	1	18	16
		人数	4	1388	1308
	合計	件数	3	20	23
		人数	93	1431	1438
実施イベント	上下水道フェア	開催日	—	9月25日(日)	10月26日(土)
		開催場所	—	南部浄化センター	南部浄化センター
		来場者数	中止	2,500	2,200

久留米市上下水道フェア

●中央浄化センター(久留米市)

所在地:久留米市津福本町

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	0	0	0
		人数	0	0	0
	公的機関	件数	0	0	0
		人数	0	0	0
	学校関係	件数	0	0	1
		人数	0	0	10
	合計	件数	0	0	1
		人数	0	0	10

●行橋浄化センター（行橋市）

所在地：行橋市東大橋

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	0	1	0
		人数	0	35	0
	公的機関	件数	0	0	0
		人数	0	0	0
	学校関係	件数	0	0	0
		人数	0	0	0
	合計	件数	0	1	0
		人数	0	35	0

●柳川浄化センター（柳川市）

所在地：柳川市

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	0	0	0
		人数	0	0	0
	公的機関	件数	0	0	0
		人数	0	0	0
	学校関係	件数	0	2	1
		人数	0	147	27
	合計	件数	0	2	1
		人数	0	147	27

●古賀水再生センター（古賀市）

所在地：古賀市古賀1337－3

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	0	1	0
		人数	0	17	0
	公的機関	件数	1	1	1
		人数	18	13	12
	学校関係	件数	0	0	1
		人数	0	0	81
	合計	件数	1	2	2
		人数	18	30	93
実施イベント	上下水道課ラボ	開催日	ー	10月22日	9月30日
		開催場所	ー	リーパスプラザ古賀	リーパスプラザ古賀
		来場者数	ー	約400人	約360人

●岡垣町浄化センター（岡垣町）

所在地：遠賀郡岡垣町糠塚133番地

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	学校関係	件数	3	3	4
		人数	130	263	294
	合計	件数	3	3	4
		人数	130	263	294

●宗像終末処理場（宗像市）

所在地：宗像市田熊1373

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	0	0	3
		人数	0	0	55
	公的機関	件数	0	0	7
		人数	0	0	145
	学校関係	件数	0	0	1
		人数	0	0	25
	合計	件数	0	0	11
		人数	0	0	225

●福間浄化センター（福津市）

所在地：福津市上西郷

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	0	0	1
		人数	0	0	5
	公的機関	件数	0	0	0
		人数	0	0	0
	学校関係	件数	0	0	1
		人数	0	0	298
	合計	件数	0	0	0
		人数	0	0	0

●遠賀町役場、図書館(遠賀町)

所在地：遠賀町大字今古賀

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施イベント	下水道展	開催日	9月10日	9月10日	9月10日
		開催場所	役場、図書館	役場、図書館	役場、図書館
		来場者数	300	300	300

役場窓口

役場ロビー(パネル展)

役場ロビー(パネル展)

役場ロビー(パネル展)

●三輪中央浄化センター(筑前町)

所在地：筑前町

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	0	0	0
		人数	0	0	0
	公的機関	件数	1	0	0
		人数	2	0	0
	学校関係	件数	0	0	0
		人数	0	0	0
	合計	件数	1	0	0
		人数	2	0	0

●津屋崎浄化センター(福津市)

所在地:福津市津屋崎

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	公的機関	件数	0	2	2
		人数	0	16	18
	合計	件数	0	2	2
		人数	0	16	18

●前原下水管理センター(糸島市)

所在地:糸島市荻浦692

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	学校関係	件数	2	1	0
		人数	66	37	0
	合計	件数	2	1	0
		人数	66	37	0

●椎田浄化センター(築上町)

所在地:築上町湊

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	学校関係	件数	0	2	2
		人数	0	52	49
	合計	件数	0	2	2
		人数	0	52	49

●新宮中央浄化センター(新宮町)

所在地:新宮町中央駅前

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設見学者数	民間	件数	0	1	2
		人数	0	10	24
	公的機関	件数	0	0	1
		人数	0	0	6
	学校関係	件数	0	2	0
		人数	0	177	0
	合計	件数	0	3	3
		人数	0	187	30
実施イベント	まつり新宮	開催日	0	11月3日	11月3日
		開催場所	0	沖田中央公園(施設上部含む)	沖田中央公園(施設上部含む)
		来場者数	0	30000	30000

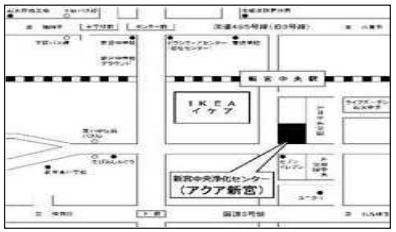

●吉富クリーンセンター(吉富町)

所在地:吉富町大字小祝

	区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施イベント	下水道教室	開催日	－	－	令和5年12月9日
		開催場所	－	－	吉富クリーンセンター
		来場者数	－	－	30

Ⅷ－５　水質保全に係る法体系

下水道は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るための必要不可欠な基幹的都市施設である。下水道の設置、管理等の根拠となる下水道法は、環境基本法をはじめとする公害関係諸法との整合性を保ちつつ、公共用水域の水質保全を図るため、所要の事項について規制しており、公害法の体系においては、水質汚濁対策法としても位置づけられる。

下水道法第1条には、下水道法の究極目的のひとつとして「公共用水域の水質保全に資すること」と定められている。

（１）水質保全に係る法体系図

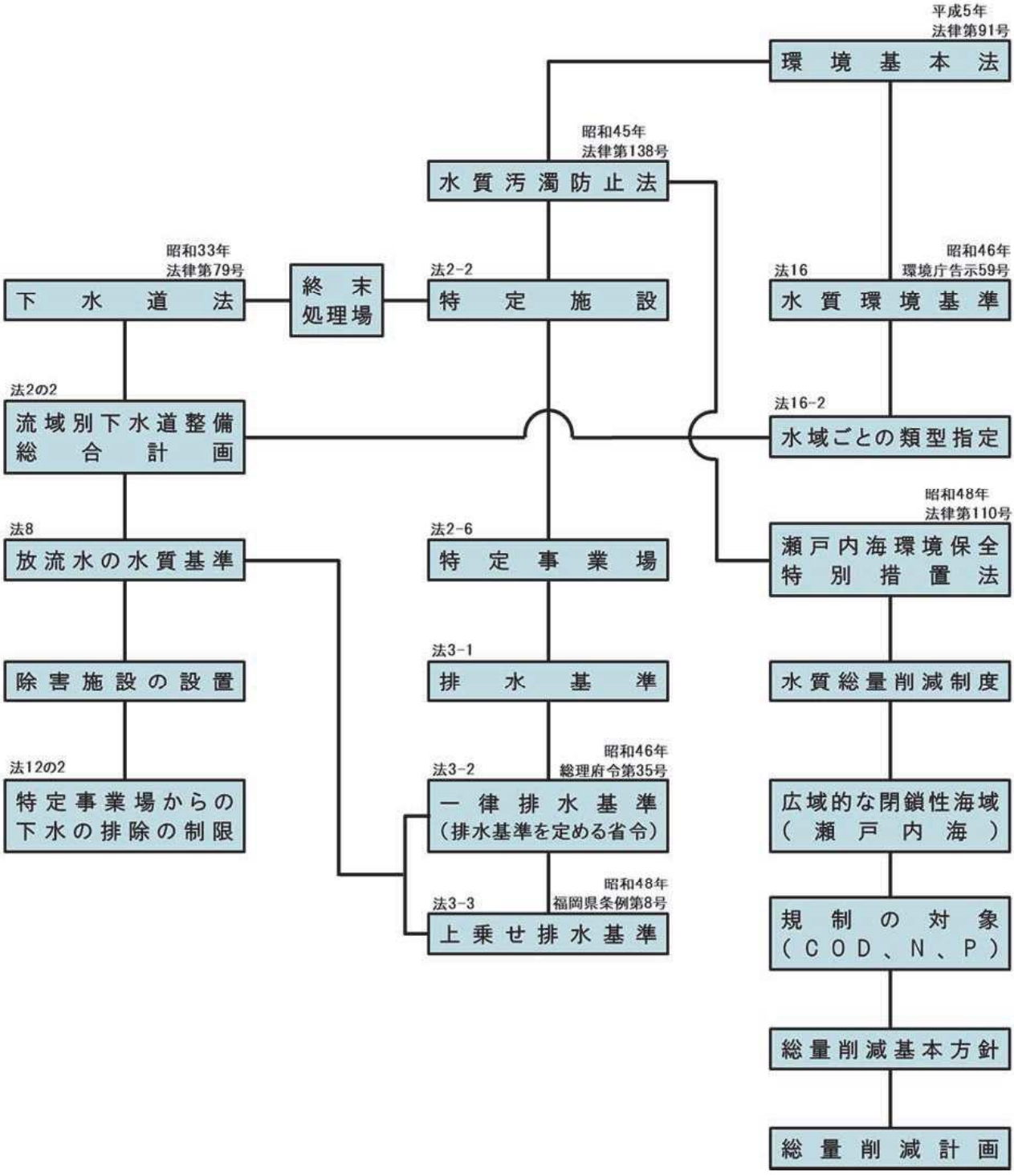

（２）水質汚濁に係る環境基準（Ｓ46.12.28環境庁告示第59号）

１）人の健康の保護に関する環境基準

（表Ⅷ－１）

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒（ヒ）素	総水銀	アルキル水銀	ＰＣＢ	ジクロロメタン
基準値	0.003mg/l以下	検出されないこと	0.01mg/l以下	0.02mg/l以下	0.01mg/l以下	0.0005mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.02mg/l以下
項目	四塩化炭素	1，2-ジクロロエタン	1，1-ジクロロエチレン	シス-1，2-ジクロロエチレン	1，1，1-トリクロロエタン	1，1，2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1，3-ジクロロプロペン
基準値	0.002mg/l以下	0.004mg/l以下	0.1mg/l以下	0.04mg/l以下	1mg/l以下	0.006mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	0.002mg/l以下
項目	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1，4-ジオキサン
基準値	0.006mg/l以下	0.003mg/l以下	0.02mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	10mg/l以下	0.8mg/l以下	1mg/l以下	0.05mg/l以下

備考
1　基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2　「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。「生活環境の保全に関する環境基準」において同じ。
3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、定められた方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数を乗じたものと測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数を乗じたものの和とする。

２）生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

ア）　河川（湖沼を除く）

a

（表Ⅷ－２）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ＰＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数
ＡＡ	水道１級、自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	20CFU/100ml以下
Ａ	水道２級、水産１級、水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/100ml以下
Ｂ	水道３級、水産２級、及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	1,000CFU/100ml以下
Ｃ	水産３級、工業用水１級、及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	－
Ｄ	工業用水２級、農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	－
Ｅ	工業用水３級環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	－

備考
1　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値のデータ値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。
2　農業用利水点については、水素イオン濃度6.0 以上7.5 以下、溶存酸素量５mg／l 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。
3　水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く)については、大腸菌数100CFU／100ml 以下とする。
4　水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる)。
5　大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位）／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する(湖沼、海域もこれに準ずる)。
（注）　１．自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２．水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
３．水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水産３級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
４．工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
５．環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

b

（表Ⅷ－３）

項目 / 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.001mg/l以下	0.03mg/l以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.0006mg/l以下	0.02mg/l以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.05mg/l以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.04mg/l以下

備考
1　基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

イ）　湖沼　（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

a

（表Ⅷ－４）

項目 / 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ＰＨ）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数
ＡＡ	水道１級、水産１級、自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	20CFU/100ml以下
Ａ	水道２・３級、水産２級、水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/100ml以下
Ｂ	水産３級、工業用水１級、農業用水及びＣの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	－
Ｃ	工業用水２級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	－

備考
1　水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2　水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く）については、大腸菌数100CFU／100ml 以下とする。
3　水道３級を利用目的としている地点（水浴又は水道２級を利用目的としている地点を除く）については、大腸菌数1,000CFU／100ml以下とする。
（注）１．自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
２．水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級、３級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
３．水産１級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産３級の水産生物用
水産３級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
４．工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
５．環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

b

（表Ⅷ－５）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下
Ⅱ	水道１、２、３級（特殊なものを除く）、水産１種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下
Ⅲ	水道３級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下
Ⅳ	水産２種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
Ⅴ	水産３種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下

備考
１ 基準値は、日間平均値とする。
２ 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
３ 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
（注） １．自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２．水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
３．水産１種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用
水産２種：ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用
水産３種：コイ、フナ等の水産生物用
４．環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

c

（表Ⅷ－６）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.001mg/l以下	0.03mg/l以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.0006mg/l以下	0.02mg/l以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.05mg/l以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.04mg/l以下

d

（表Ⅷ－７）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/l 以上
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/l 以上
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/l 以上

備考
１ 基準値は、日間平均値とする。

ウ）海域

a

（表Ⅷ－８）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質（油分等）
Ａ	水産１級、水浴、自然環境保全及びＢ以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/100ml以下	検出されないこと
Ｂ	水産２級、工業用水及びＣの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	－	検出されないこと
Ｃ	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	－	－

備考
１　自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下とする。
（注）　１．自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２．水産１級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
水産２級：ボラ、ノリ等の水産生物用
３．環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

b

（表Ⅷ－９）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下
Ⅱ	水産１種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く。）	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
Ⅳ	水産３種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下

備考
１　基準値は、年間平均値とする。
２　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
（注）　１．自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２．水産１種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産２種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産３種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
３．生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

（表Ⅷ－１０）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.02mg/l以下	0.001mg/l以下	0.01mg/l以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下	0.0007mg/l以下	0.006mg/l以下

d

（表Ⅷ－１１）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/l 以上
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/l 以上
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/l 以上

備考
１　基準値は、日間平均値とする。

（3） 水質汚濁防止法による排水規制

水質汚濁防止法では、人の健康や生活環境に被害を生ずる恐れのある物質等、一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設を「特定施設」として指定し、この施設を有する工場事業場から公共用水域に排出される水について全国一律の排水基準を定め、規制を行っている。

しかし、一律排水基準では水質汚濁防止上不充分と考えられる水域については、条例でより厳しい排水基準を設定している場合もある。（県内の例：瀬戸内海水域、大牟田水域、博多湾水域、遠賀川・筑後川・矢部川水域、筑前海水域）

この法律は、公共用水域における水質保全の法規制であるが、下水道との関連においていえば、以下のことが重要である。

1）終末処理場が設置されている公共下水道及び流域下水道（その流域下水道に接続する公共下水道を含む）は、公共用水域から除外されていること。（注）

2）下水道終末処理施設は、特定施設とされていること。

（注） ただし、下水道処理区域内にある工場事業場等で、公共下水道を使用する場合は、下水道法によりその排出水に対して規制を受けることになる。（下水排除基準）

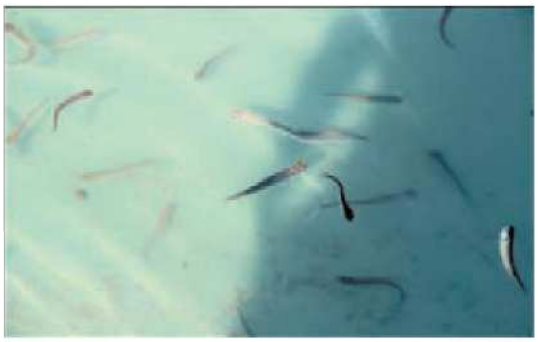

遠賀町　サケ放流会

柳川市　ベンチョコ

苅田町　アサギマダラ

福津市　子ガメ　つやざき

北九州市　小倉南区井手浦川周辺・水辺のホタル

岡垣町　波津海岸　うみがめの孵化

表Ⅷ－12　公共用水域に排出される水質の排水基準（全国一律基準）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る）	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1，2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1，1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
シス-1，2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1，1，1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1，1，2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1，3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量1リットルにつき100ミリグラム
1，4-ジオキサン	1リットルにつき0．5ミリグラム
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 （海域に排出されるもの5.0以上9.0以下）
生物化学的酸素要求量　（単位　1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
化学的酸素要求量　（単位　1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
浮遊物質量　（単位　1リットルにつきミリグラム）	200（日間平均150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）　（単位　1リットルにつきミリグラム）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）　（単位　1リットルにつきミリグラム）	30
フェノール類含有量　（単位　1リットルにつきミリグラム）	5
銅含有量　（単位　1リットルにつきミリグラム）	3
亜鉛含有量　（単位　1リットルにつきミリグラム）	2
溶解性鉄含有量　（単位　1リットルにつきミリグラム）	10
溶解性マンガン含有量　（単位　1リットルにつきミリグラム）	10
クロム含有量　（単位　1リットルにつきミリグラム）	2
大腸菌数　（単位　1ミリリットルにつきコロニー形成単位）	日間平均800
窒素含有量　（単位　1リットルにつきミリグラム）	120　（日間平均60）
燐含有量　（単位　1リットルにつきミリグラム）	16（日間平均8）

（備考）

1. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

2. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

3. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

(4)下水道法による放流水の水質基準及び下水排除基準

下水道が公共用水域の水質保全に資するためには、下水道から河川その他の公共用水域へ放流される水の水質管理を適正に行う必要がある。このため、下水道法では、公共下水道及び流域下水道から、河川その他公共用水域に放流される水の水質の基準を定めている。

また、カドミウム、シアン等の物質を含む下水はそもそも終末処理場で処理することが困難であり、ＢＯＤ、ＳＳ等の項目についても、汚濁の程度の著しい下水は終末処理場で処理することは困難である。したがって、下水道からの放流水の水質を基準に適合させるためには、このような下水は工場等個々の発生源で事前に処理した上で、下水道に排除させることが必要である。このほか管渠を腐食する恐れのある下水等、下水道の施設の機能を妨げたり、施設を損傷したりする恐れのある下水についても、個々の発生源での事前処理を徹底することが必要である。このため、下水道法及び市町村の下水道条例により、下水道へ排除するための水質基準が定められており、この基準に満たない下水(水洗便所から排除される汚水は除く)を排除するものには除害施設の設置等が義務づけられている。

表Ⅷ－１３　放流水質の技術上の基準（下水道法第8条関係）

施行令第6条第1項

水素イオン濃度 (pH)	大腸菌数 (CFU/ml)	浮遊物質量 (mg/L)	生物化学的酸素要求量 窒素含有量 燐含有量
5.8以上8.6以下	800以下	40以下	計画放流水質に適合する数値

表Ⅷ－１４　計画放流水質（下水道法第7条関係）

施行規則第4条の2

生物化学的酸素要求量 (mg/L)	窒素含有量 (mg/L)	燐含有量 (mg/L)
15以下	20以下	3以下

※計画放流水質は、放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、下水道管理者が定める。なお、生物化学的酸素要求量については必ず定める必要があるが、窒素含有量及び燐含有量については必要に応じ定めるものである。

※科学的な方法を用いて算出した数値が、上記数値を超える場合は、同欄に掲げる数値を計画放流水質として定める。

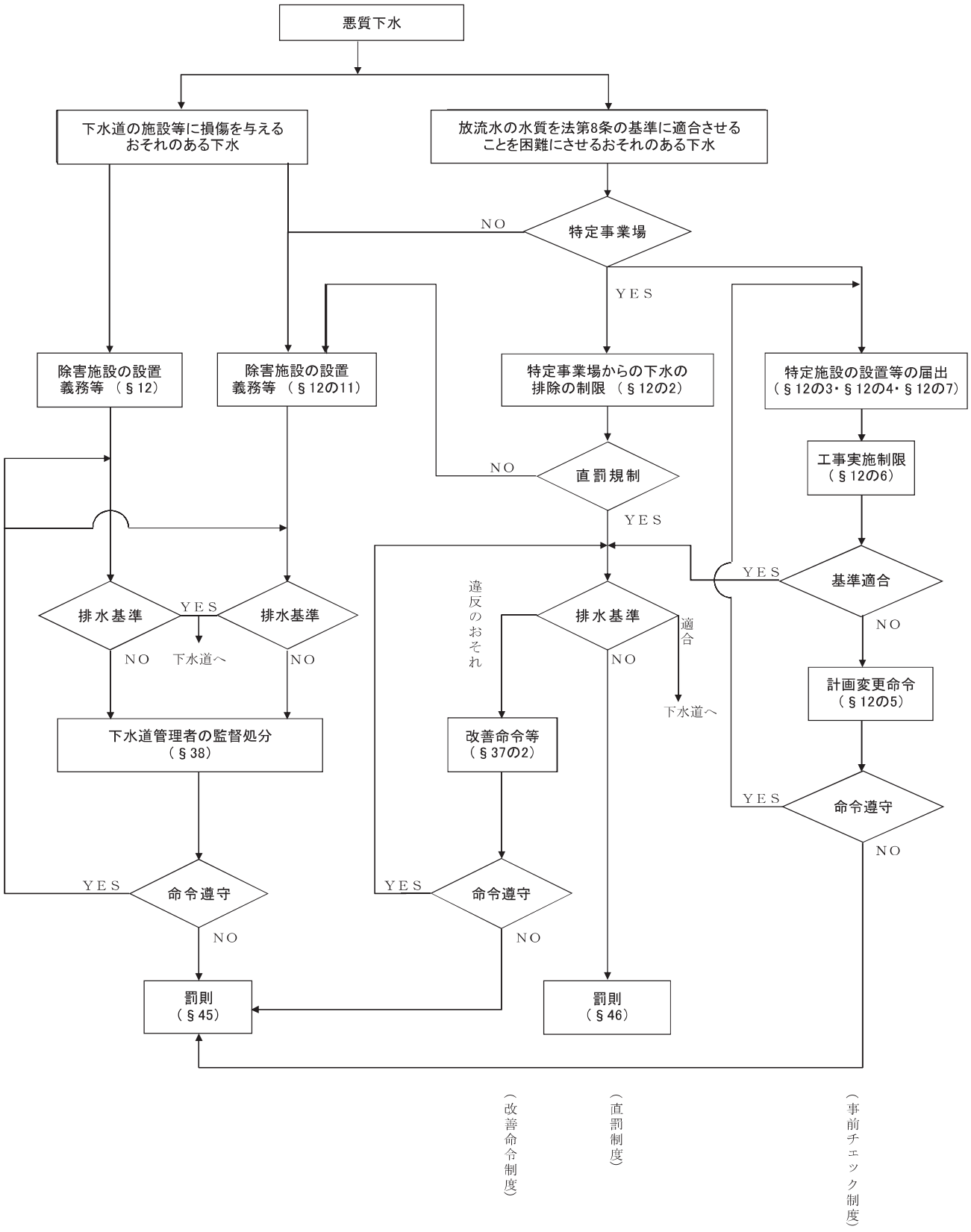

図Ⅷ－1　下水道法における水質規制

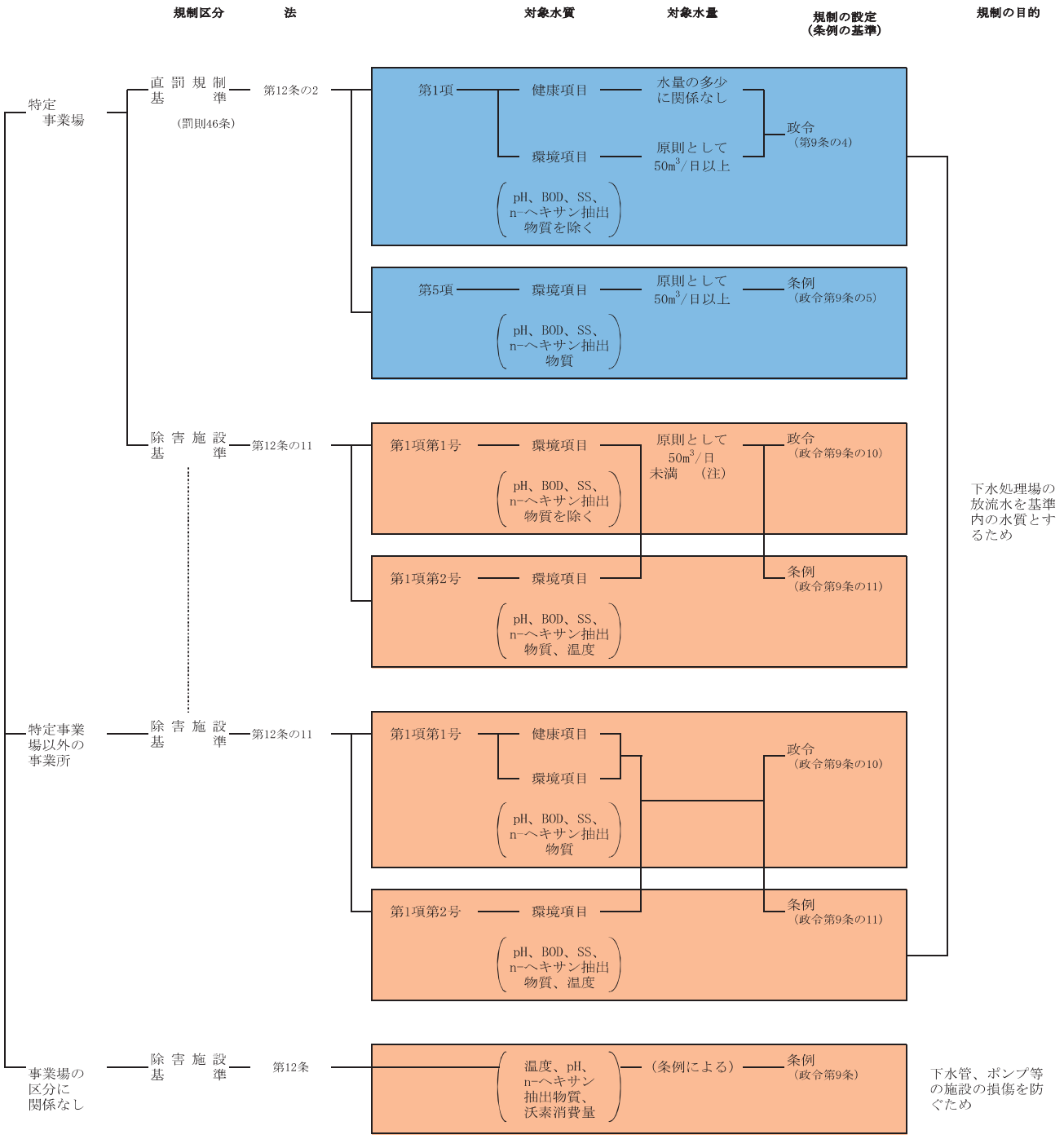

（注）　50m3/日以上の排出水については法「第12条の2」による規制を受ける。

図Ⅷ－2　下水排除基準

表Ⅷ−15　下水排除基準一覧表

対象者 / 対象物質又は項目			特定事業場		非特定事業場
排水量（m3/日）			50 m3/日以上	50 m3/日未満	
条例で定める基準	環境項目	温度	45℃（40℃）	45℃（40℃）	45℃（40℃）
		アンモニア性窒素等含有量	380（125）	380（125）	380（125）
		水素イオン濃度	5を越え9未満（5．7を越え8．7未満）	5を越え9未満（5．7を越え8．7未満）	5を越え9未満（5．7を越え8．7未満）
		生物化学的酸素要求量	600（300）	600（300）	600（300）
		浮遊物質量	600（300）	600（300）	600（300）
		沃（ヨウ）素消費量	220	220	220
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉱油類含有量	5	5	5
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 植物油脂類含有量	30	30	30
		窒素含有量	240（150）	240（150）	240（150）
		燐含有量	32（20）	32（20）	32（20）
政令の基準	健康項目	フェノール類	5	5	5
		銅及びその化合物	3	3	3
		亜鉛及びその化合物	2	2	2
		鉄及びその化合物（溶解性）	10	10	10
		マンガン及びその化合物（溶解性）	10	10	10
		クロム及びその化合物	2	2	2
		カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03
		シアン化合物	1	1	1
		有機燐化合物	1	1	1
		鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1
		六価クロム化合物	0.2	0.2	0.5
		砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1
		水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005	0.005	0.005
		アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
		PCB	0.003	0.003	0.003
		トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1
		テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1
		ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2
		四塩化炭素	0.02	0.02	0.02
		1，2−ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04
		1，1−ジクロロエチレン	1	1	1
		シス−1，2−ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4
		1，1，1−トリクロロエタン	3	3	3
		1，1，2−トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06
		1，3−ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02
		チウラム	0.06	0.06	0.06
		シマジン	0.03	0.03	0.03
		チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2
		ベンゼン	0.1	0.1	0.1
		セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1
		ホウ素及びその化合物	河川10　海域230	河川10　海域230	河川10　海域230
		フッ素及びその化合物	河川8　海域15	河川8　海域15	河川8　海域15
		1，4−ジオキサン	0.5	0.5	0.5
		ダイオキシン類	10	10	10

生物化学的酸素要求量に類似した項目及び大腸菌群数を除き、都道府県の横出し条例で処理場から放流水に基準が定められている場合、その項目と数値を排出下水の水質基準として条例で定められている。

（注）1. 単位は、水素イオン濃度は、水素指数、ダイオキシン類はpg−ＴＥＱ／ℓ、その他はすべてmg／ℓで示す。
2. 　　内は、直罰対象の排除基準を示す。
3. 　　内は、除害施設の設置等の義務付けに係る排除基準を示す。
4. 「条例で定める基準」は、条例で定める排除基準の限度を示す。
5. 「政令の基準」は、政令で定められた一律の排除基準を示す。
6. 窒素含有量、燐含有量は、放流水がこれらの項目について規制を受ける下水道に排除される下水道についてのみ定められる。
7. 温度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素含有量、燐含有量の括弧内は、製造業又はガス供給業から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水量の1/4以上であると認められるとき等の場合に条例に定める排除基準の限度である。
8. 窒素含有量、燐含有量は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準が定められているときはその基準値の2倍（括弧内は1.25倍）の値を基準とする。
9. フェノール類からセレン及びその化合物までの項目は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例が定められているときはその値が基準となる。
10. フェノール類からフッ素までの項目は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例により裾切りが縮小されている場合は、50m3／日未満の事業場も直罰の対象となる。
11. 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、燐含有量についての直罰に係る基準は、水質汚濁防止法により特例が定められているときは、その基準が限度となる。
12. 六価クロム化合物について、電気めっき業に属する特定事業場からの排出水には、暫定排水基準として0.5mg/Lを令和9年3月31日まで適用する。

Ⅷ－６　河川･海域別水質経年変化

（１）河川別水質経年変化

御笠川水系ＢＯＤ値（75%値）

河川名	環境基準点	類型	基準値	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
御笠川	板付橋	B	3	6.4	9.3	7.4	7.0	9.9	9.4	8.7	11.0	7.5	8.4	7.1	6.8	7.5	6.8	5.6	6.0	5.9	8.7	7.5	5.4	4.0	3.7	3.9	4.8	3.8	3.6	2.4	2.5	2.3	2.0	2.0	1.3	2.2	1.3	1.5	1.4	1.4	1.1	1.6	1.3	1.6	1.5	1.4	1.2	1.1	1.8	1.5
	金島橋	D	8	22.0	20.0	18.0	22.0	34.0	28.0	18.0	13.0	12.0	12.0	9.7	14.0	14.0	11.0	9.8	20.0	12.0	22.0	22.0	8.5	7.4	3.1	2.7	1.8	2.8	2.5	2.7	3.6	1.7	1.6	1.3	1.5	1.4	1.7	2.6	1.4	1.4	1.4	1.8	1.4	1.1	1.9	1.2	1.4	1.4	1.8	3.4
	千鳥橋	D	8	11.0	9.2	9.7	8.2	11.0	8.3	8.3	7.4	9.0	5.3	5.6	6.0	6.2	6.4	5.0	6.5	5.1	6.5	7.1	3.4	2.9	1.8	2.5	2.8	1.8	2.0	1.6	2.1	1.9	1.5	1.3	1.2	1.4	1.2	2.2	1.4	1.5	1.1	1.4	1.0	1.0	1.4	1.1	1.0	1.1	1.9	1.2

注）金島橋については昭和63年度まで東光寺橋で採取

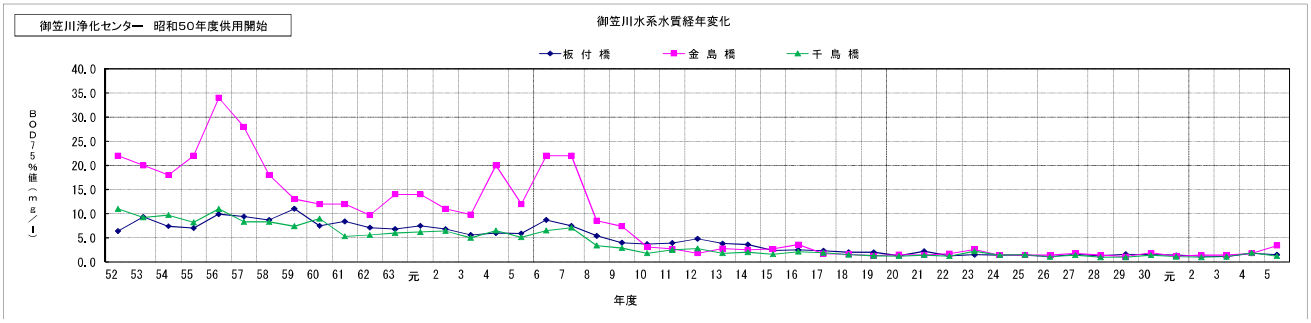

那珂川水系ＢＯＤ値（75%値）

河川名	環境基準点	類型	基準値	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
那珂川	塩原橋	A	2	6.3	6.3	3.2	3.8	4.1	4.4	5.0	5.7	4.1	4.2	2.9	3.2	3.7	3.6	2.9	3.1	2.4	6.8	4.4	3.2	1.8	2.5	2.0	2.0	1.6	1.6	1.2	1.1	1.6	1.0	1.5	1.2	1.4	1.0	1.0	0.8	1.0	0.8	1.0	0.6	1.6	1.2	1.1	0.7	1.0	1.0	0.8
	住吉橋	B	3	17.0	15.0	6.9	6.1	11.0	11.0	9.5	10.0	7.0	4.6	4.2	3.3	3.3	3.1	2.1	2.2	2.2	3.7	2.3	2.5	1.8	1.4	1.6	1.9	1.2	1.5	1.0	1.0	0.9	0.9	1.1	1.0	0.9	0.9	1.7	0.9	1.3	0.6	0.9	0.6	1.6	1.4	1.0	0.6	0.7	1.5	0.8
	那の津橋	C	5	11.0	6.8	6.8	3.7	5.3	5.4	6.4	5.7	4.6	4.0	3.8	4.5	3.0	3.1	2.6	2.4	2.5	5.6	2.7	2.7	1.8	1.9	1.7	2.1	1.5	1.8	1.1	1.5	1.1	0.9	1.5	1.0	1.3	1.1	2.2	1.3	2.4	1.0	1.2	0.7	1.3	1.2	1.1	0.9	1.5	1.3	1.0

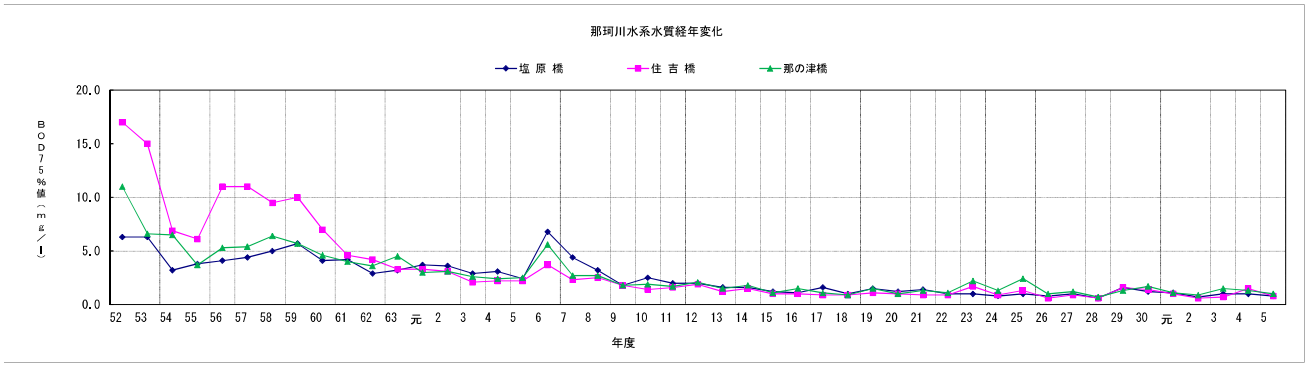

多々良川水系ＢＯＤ値（75%値）

河川名	環境基準点	類型	基準値	昭和56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
多々良川	大隈橋	A	2	2.4	4.3	3.5	3.9	3.9	2.8	4.1	3.0	2.9	2.4	2.2	2.2	1.9	3.7	3.7	2.6	1.9	2.4	3.3	2.1	2.1	1.5	1.6	1.4	1.7	1.9	1.1	1.4	1.4	1.8	1.3	1.1	1.4	1.3	1.1	1.6	1.7	1.6	1.4	1.3	1.8	1.8	1.3
	雨水橋	A	2	3.2	2.5	3.0	3.1	2.6	3.2	2.6	2.7	3.1	2.7	2.3	3.1	2.3	4.2	3.5	2.6	2.5	2.2	2.3	2.4	1.7	1.6	1.4	1.6	1.6	1.1	1.4	1.2	1.7	1.1	1.6	1.4	1.4	1.6	1.5	0.9	1.3	1.7	1.7	1.0	1.3	1.8	1.1
	深井橋	A	2	1.8	1.9	2.0	2.1	2.8	2.2	2.0	2.0	1.7	1.6	1.5	1.5	1.9	2.4	3.8	3.1	2.2	3.6	2.0	1.7	1.9	1.1	1.7	1.1	1.1	1.2	1.0	1.3	1.0	2.1	1.0	1.2	2.0	1.2	1.3	1.2	1.3	1.3	1.2	1.2	1.6	1.2	1.1
	名島橋	C	5	3.7	3.9	4.7	4.5	4.0	4.0	3.6	3.3	3.6	3.8	2.6	3.7	2.7	4.3	3.0	2.9	2.8	2.5	2.5	2.4	2.0	1.9	1.5	1.8	1.6	1.3	1.7	1.5	1.3	1.3	2.3	1.1	1.8	1.2	1.3	1.0	1.2	1.6	1.2	1.1	1.4	2.3	1.3

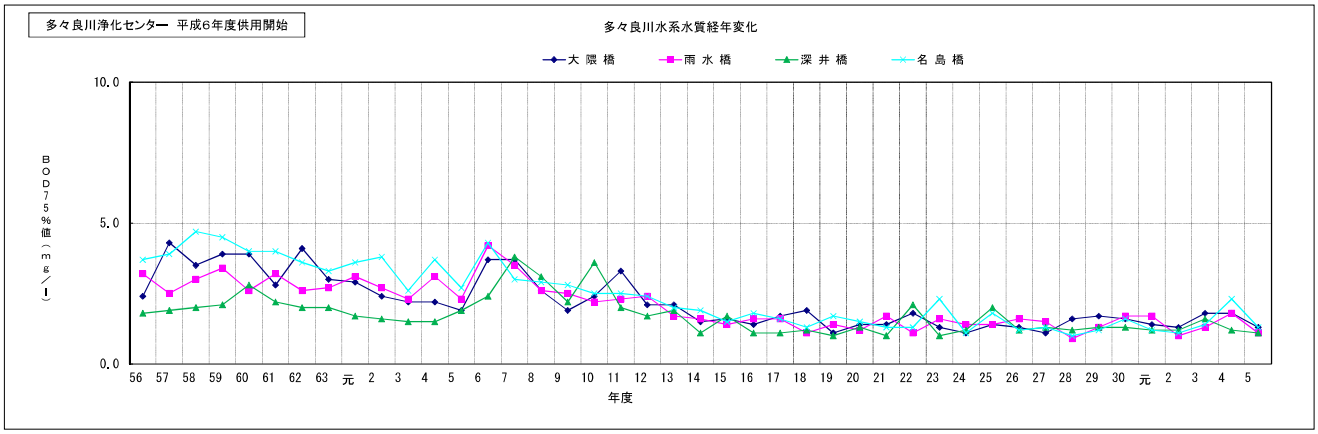

多々良川水系ＢＯＤ値（75%値）

河川名	環境基準点	類型	基準値	昭和56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
須恵川	酒殿橋	B	3	7.4	5.3	5.2	5.7	5.6	5.7	6.2	5.0	4.7	4.8	4.2	5.5	3.6	6.9	6.3	5.9	4.3	6.1	4.9	6.4	4.8	4.7	5.2	2.9	4.0	3.4	4.1	3.6	4.3	3.9	3.4	3.1	4.3	2.2	2.5	2.6	3.7	3.2	3.6	1.9	2.9	4.4	5.2
	休也橋	C	5	5.0	5.4	6.8	5.2	8.8	5.4	5.5	5.5	4.8	4.7	3.5	4.6	3.5	6.0	4.3	4.2	3.3	3.4	3.7	2.8	2.5	2.7	2.1	3.1	1.8	1.9	2.0	2.0	2.1	1.4	2.0	1.5	1.6	1.5	1.4	1.4	1.7	2.2	1.9	1.8	2.0	2.4	2.0
宇美川	亀山新橋	B	3	8.6	5.8	8.2	8.9	6.8	6.7	8.3	6.7	8.3	9.9	6.5	7.9	5.5	12.0	7.8	6.8	5.5	7.7	6.6	8.5	4.9	6.3	4.7	3.3	4.9	3.2	3.0	2.8	2.7	2.9	2.7	2.1	2.8	1.9	2.3	2.1	3.1	1.9	2.6	2.3	2.2	2.5	2.4
	塔の本橋	C	5	7.1	9.2	8.9	8.7	7.6	6.3	5.7	5.6	5.8	4.5	4.2	5.4	3.4	4.8	4.5	3.6	3.2	3.2	2.8	3.2	2.2	2.5	2.3	3.0	2.6	1.6	1.9	1.7	1.9	1.2	1.6	1.4	1.8	1.2	1.2	0.8	1.4	1.6	1.7	1.4	2.4	2.2	1.7

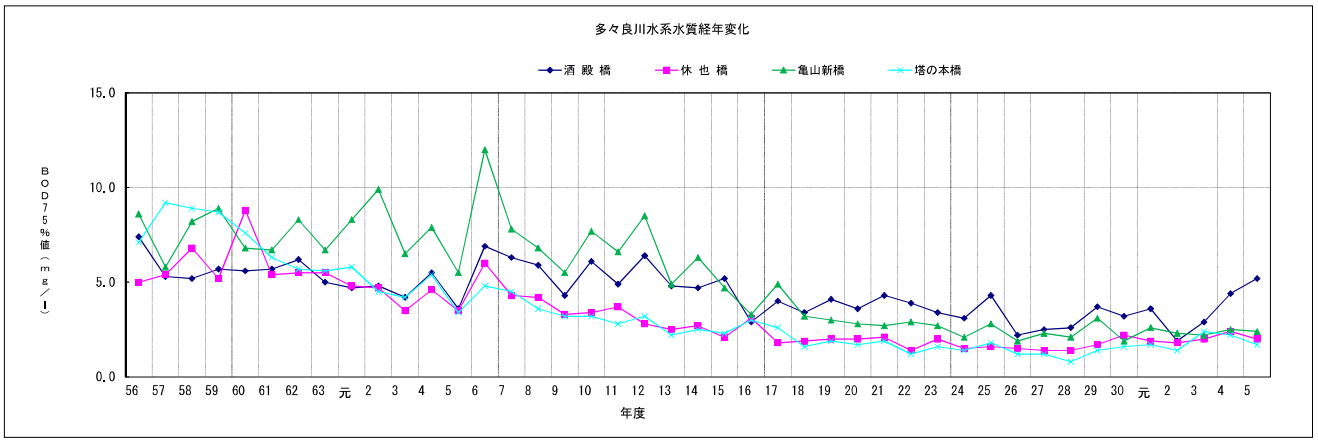

宝満川水系ＢＯＤ値（75%値）

河川名	環境基準点	類型	基準値	昭和56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
宝満川	酒井東橋	B	3			3.9	3.3	3.0	3.0	2.7	3.1	2.9	3.0	3.0	4.0	3.7	3.7	3.5	3.0	2.2	2.3	2.4	3.3	3.3	3.5	2.3	2.1	2.8	1.7	1.7	2.2	2.5	2.4	1.9	1.6	1.6	0.9	0.9	0.9	1.3	1.8	1.7	1.8	1.9	2.0	1.7
	下野	B	3	3.4	2.8	2.8	2.8	2.3	1.8	2.2	2.3	1.8	2.5	2.3	2.2	1.8	3.4	2.1	2.2	1.5	2.1	2.0	2.4	2.3	2.5	1.8	1.9	2.6	1.1	1.6	1.7	2.1	1.2	1.6	1.9	2.0	1.5	1.4	0.9	2.3	1.6	2.6	1.5	1.9	2.1	1.5

※酒井東橋は佐賀県

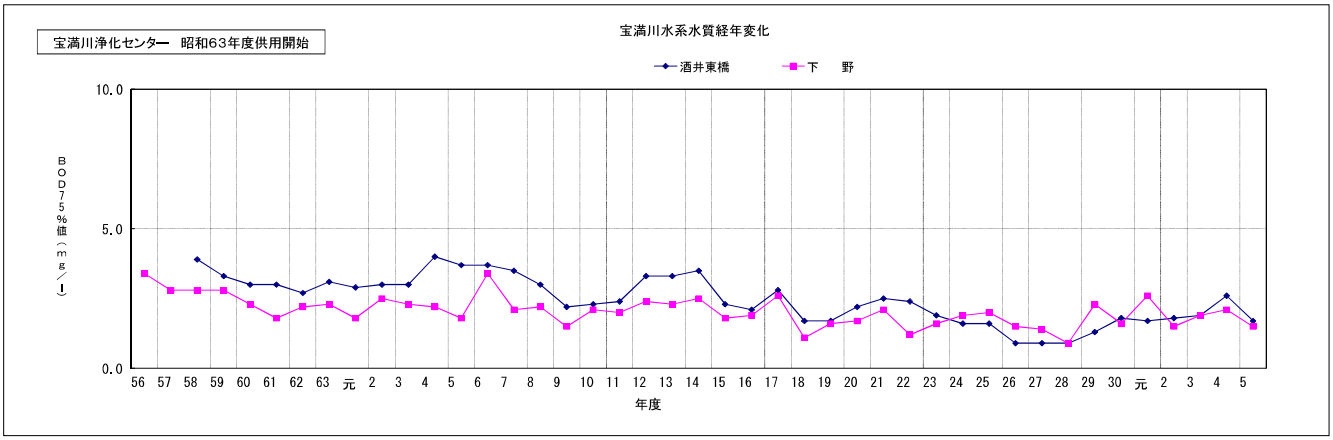

小郡市　風鈴祭り　7月中旬

須恵町　上須恵須賀神社「祇園山笠」7月末

福津市　津屋崎祇園山笠　7月

朝倉市　おしろい祭り　毎年12月2日

中間市　川と子供達

うきは市浮羽町古川　筑後川大石堰

(2) 公共用水域水質測定結果の概要

ア　河川の状況

(ｱ)　豊前海流入河川の水質の推移（ＢＯＤ７５％値：mg/L）

番号	水域名	地点名	類型	基準値	年度				
					元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1	長峡川上流	長音寺橋	A	2	4.3	4.5	5.2	5.8	5.1
2	長峡川下流	亀川橋	C	5	2.2	3.5	2.7	4.4	3.1
3	小波瀬川	二崎橋	A	2	1.6	2.8	2.3	3.5	1.9
4	今川上流	野口橋	AA	1	1.2	2.5	1.7	2.5	1.5
5	今川下流	今川汐止堰	A	2	3.2	4.1	3.4	4.5	2.6
6	江尻川	常盤橋	B	3	1.9	4.1	3.1	3.6	2.5
7	祓川上流	祓郷橋	AA	1	1.1	2.1	1.7	2.6	1.5
8	祓川下流	沓尾橋	A	2	1.4	3.0	2.1	3.3	1.9
9	音無川	松原橋	A	2	1.3	2.6	2.8	2.9	1.7
10	城井川上流	赤幡橋	AA	1	0.8	1.6	1.0	1.9	1.1
11	極楽寺川	神本橋	A	2	0.9	2.3	1.5	2.2	1.1
12	岩丸川	西の橋	A	2	1.3	3.1	2.3	2.9	1.6
13	真如寺川	吾妻橋	A	2	1.4	4.5	2.2	2.9	1.6
14	城井川下流	浜宮橋	A	2	0.9	1.5	1.9	1.7	1.3
15	上ノ河内川	滝の本橋	A	2	1.4	2.6	2.6	2.5	1.2
16	角田川	角田川橋	A	2	1.1	1.8	1.8	2.3	1.3
17	中川	橘の上堰	A	2	1.8	3.4	1.8	2.8	1.5
18	岩岳川	沓洗橋	A	2	1.2	1.8	1.9	2.3	1.3
19	佐井川	佐井川橋	A	2	1.6	2.7	2.4	2.8	2.1
20	友枝川	貴船橋	A	2	1.3	2.1	1.9	2.2	1.7
21	黒川	新川橋	A	2	2.7	2.6	4.1	3.4	2.8
環境基準達成率（%）					76.2	19.0	38.1	9.5	66.7
					(16/21)	(4/21)	(8/21)	(2/21)	(14/21)

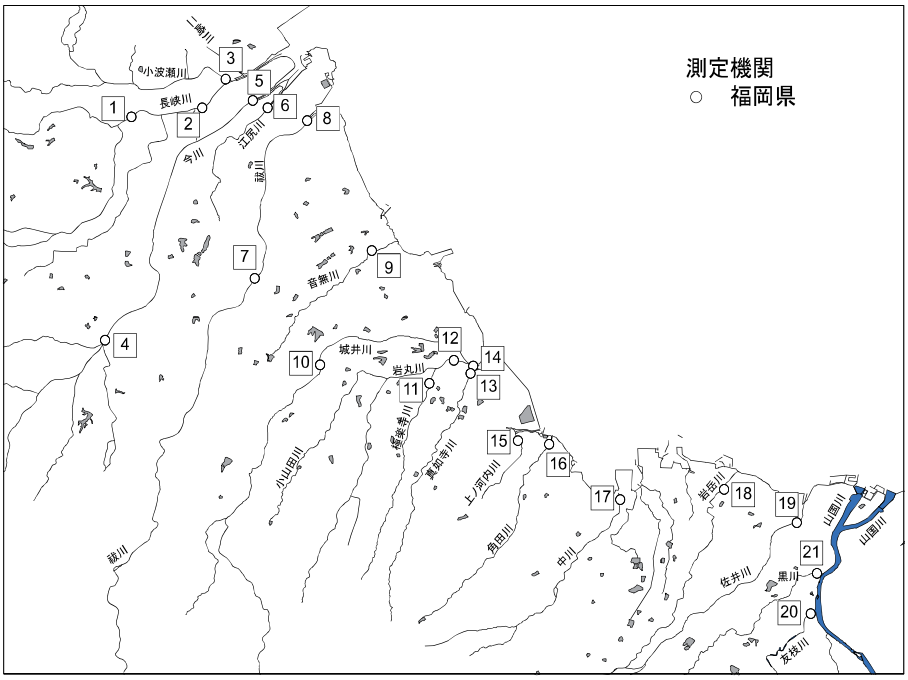

豊前海流入河川水質測定地点図

（イ）　北九州市内河川の水質の推移（ＢＯＤ７５％値：mg/L）

番号	水域名	地点名	類型	基準値	年度				
					元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1	江川	栄橋	D	8	1.3	0.9	0.9	0.9	1.2
2	金手川上流	矢戸井堰	B	3	0.9	0.9	0.7	0.9	0.7
3	金手川下流	洞北橋	D	8	1.1	0.9	0.9	1.0	1.3
4	金山川上流	則松井堰	C	5	2.8	1.9	2.9	1.8	2.6
5	金山川下流	新々堀川合流前	C	5	1.8	1.3	1.7	1.6	2.1
6	新々堀川	本陣橋	C	5	1.6	1.7	1.6	1.3	1.8
7	割子川上流	的場橋	B	3	1.1	0.7	0.8	<0.5	<0.5
8	割子川下流	ＪＲ鉄橋下	D	8	1.5	1.3	2.0	1.3	1.0
9	撥川上流	旧厚生年金病院横	B	3	1.0	<0.5	0.6	<0.5	<0.5
10	撥川下流	ＪＲ引込線横	C	5	1.0	0.8	0.7	0.6	0.7
11	板櫃川上流	指場取水堰	A	2	0.7	<0.5	0.5	<0.5	<0.5
12	板櫃川中流	境橋	A	2	0.9	0.7	0.6	0.5	<0.5
13	板櫃川下流	新港橋	B	3	1.2	0.8	0.8	0.7	0.9
14	紫川上流（合馬川）	御園橋	A	2	0.7	<0.5	<0.5	0.5	<0.5
15	紫川上流（東谷川）	加用橋	A	2	1.1	<0.5	0.5	0.5	<0.5
16	紫川上流（志井川）	志井川下流点	A	2	1.0	<0.5	0.6	0.5	<0.5
17	紫川上流	紫川取水堰	A	2	1.1	0.5	0.6	0.6	<0.5
18	神嶽川	旦過橋	B	3	1.2	0.9	0.8	0.7	0.6
19	紫川下流	勝山橋	B	3	0.8	0.8	0.7	0.8	0.5
20	村中川	村中川橋	B	3	1.0	0.5	<0.5	0.6	0.5
21	大川	大里橋	B	3	1.0	0.6	0.7	0.8	0.5
22	清滝川	暗渠入口	A	2	1.0	<0.5	0.5	<0.5	<0.5
23	奥畑川	宮前橋	A	2	0.8	0.5	0.7	0.5	0.5
24	相割川	恒見橋	B	3	0.9	0.5	0.6	0.6	<0.5
25	竹馬川	新開橋	D	8	2.7	2.1	2.6	2.6	1.5
26	貫川	神田橋	B	3	0.9	0.6	0.6	0.5	<0.5
環境基準達成率（%）					100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
					(26/26)	(26/26)	(26/26)	(26/26)	(26/26)

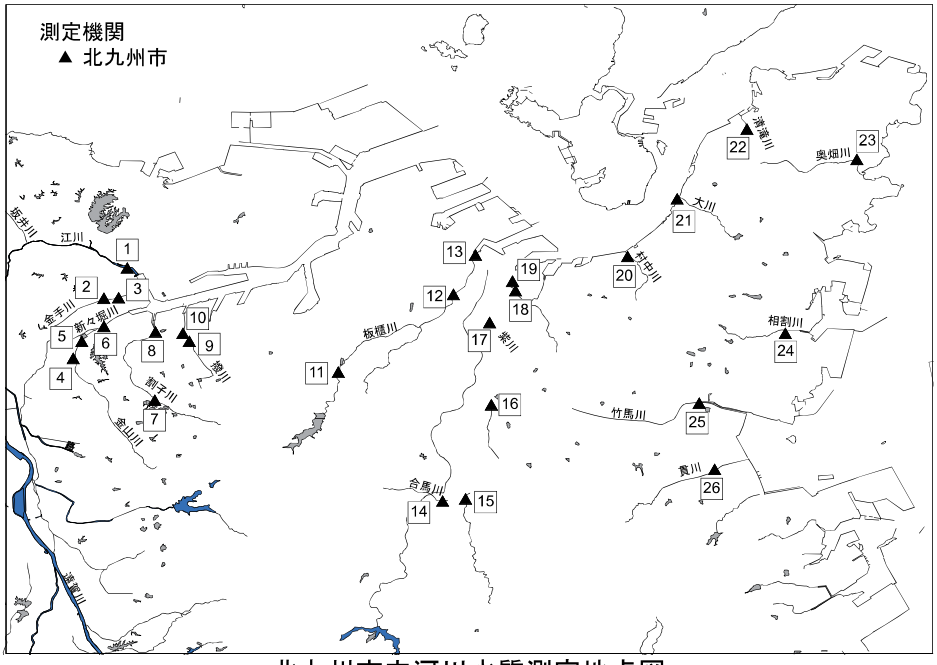

北九州市内河川水質測定地点図

(ｳ)　遠賀川の水質の推移（ＢＯＤ７５％値：mg/L）

番号	水域名	地点名	類型	基準値	年度				
					元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1	西川	島津橋	B	3	3.4	2.8	3.4	2.1	2.1
2	江川	江川橋	C	5	1.4	1.5	1.1	1.0	0.9
3	八木山川上流	脇野橋	A	2	1.1	3.0	2.7	1.8	1.4
4	八木山川下流	樋口橋	B	3	1.5	3.0	2.9	2.2	1.9
5	犬鳴川	粥田橋	B	3	1.3	0.9	1.0	1.6	1.4
6	穂波川上流	天道橋	A	2	1.7	2.7	2.1	2.2	1.8
7	穂波川下流	東町橋	B	3	1.3	1.0	1.7	2.1	1.8
8	山田川	大倉橋	B	3	2.2	3.0	2.7	3.0	2.4
9	遠賀川上流	新宮ノ前橋	A	2	2.1	2.3	1.6	2.2	1.8
10	遠賀川下流	川島	B	3	1.4	1.3	1.8	2.1	1.8
11	遠賀川下流	日の出橋	B	3	1.6	1.6	3.1	2.8	1.8
12	中元寺川上流	三ケ瀬橋	B	3	2.0	2.5	3.4	2.0	2.1
13	中元寺川下流	皆添橋	B	3	1.6	1.7	3.5	3.3	2.4
14	彦山川上流	今任橋	A	2	1.0	0.9	1.0	1.0	1.3
15	彦山川下流	糒橋	B	3	1.3	1.7	2.9	4.3	2.2
16	金辺川	高木橋	A	2	1.6	1.7	1.6	2.7	1.7
環境基準達成率（%）					87.5	81.3	62.5	68.8	100.0
					(14/16)	(13/16)	(10/16)	(11/16)	(16/16)

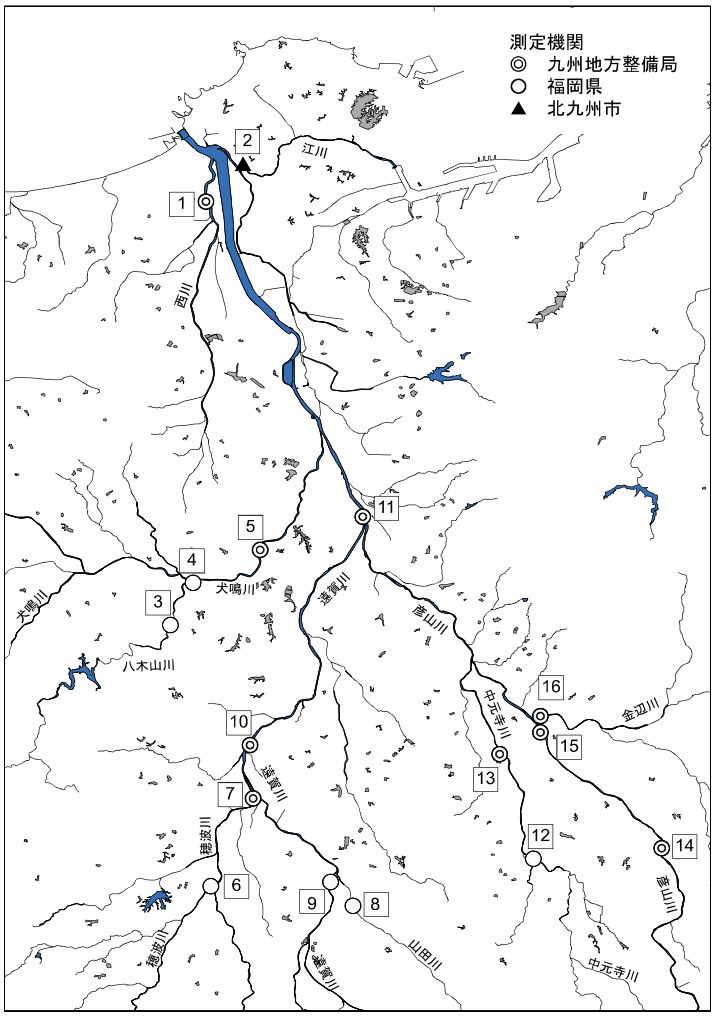

遠賀川水質測定地点図

(ｴ)　筑前海流入河川の水質の推移（ＢＯＤ７５％値：mg/L）

番号	水域名	地点名	類型	基準値	年度				
					元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1	矢矧川	矢矧橋	C	5	6.5	6.5	6.1	4.4	2.5
2	汐入川	汐入川橋	B	3	4.7	2.8	4.2	4.3	3.8
3	釣川	多礼橋	B	3	3.2	1.6	2.9	3.5	2.4
4	釣川	砂山橋	B	3	1.9	1.3	2.4	2.9	2.2
5	西郷川	浜田橋	B	3	2.1	1.5	2.1	2.1	1.7
6	大根川上流（谷山川）	石ケ崎橋	A	2	2.1	1.9	2.5	2.3	2.2
7	大根川上流	大根川橋	A	2	1.1	1.0	1.3	1.2	1.1
8	大根川下流	花鶴橋	B	3	1.4	1.8	2.0	2.0	1.7
9	湊川	湊橋	C	5	2.7	2.0	2.6	2.7	3.1
10	桜井川	汐井橋	A	2	2.0	1.7	2.0	2.3	1.8
11	雷山川	加布羅橋	A	2	4.1	6.7	4.2	4.8	2.3
12	雷山川（長野川）	赤坂橋	A	2	1.8	1.0	3.0	2.9	1.3
13	一貴山川	深江橋	A	2	2.2	1.0	1.9	1.9	1.3
14	加茂川	佐波橋	A	2	1.4	0.8	0.9	1.2	0.8
15	福吉川	福吉橋	A	2	2.8	1.4	1.6	1.5	1.3
環境基準達成率（%）					53.3	86.7	66.7	60.0	80.0
					(8/15)	(13/15)	(10/15)	(9/15)	(12/15)

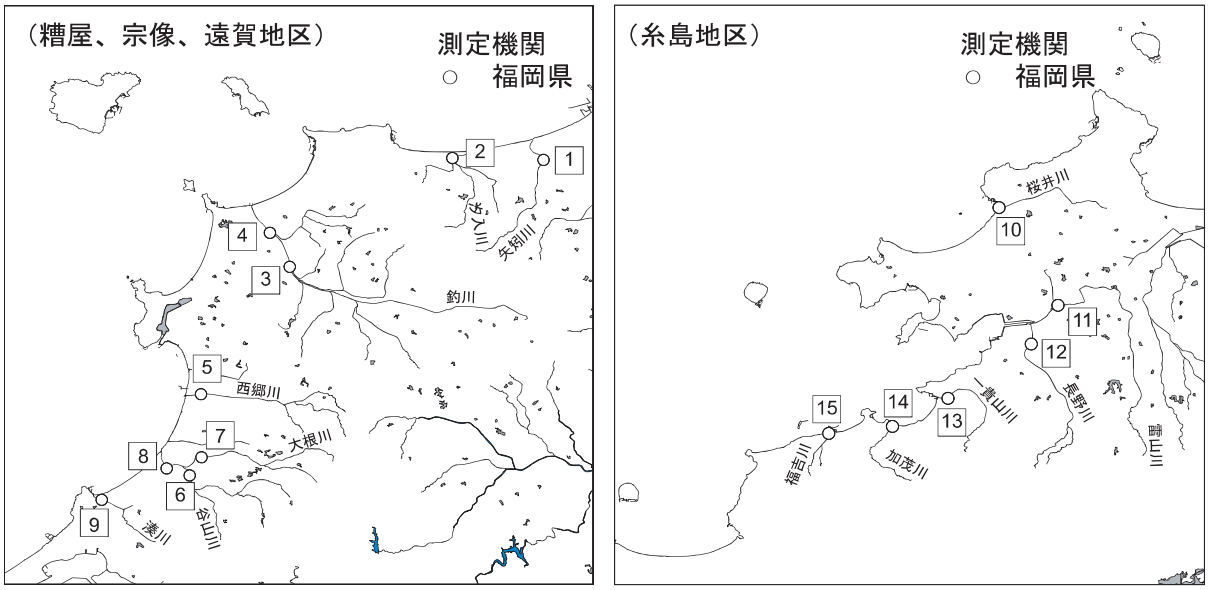

筑前海流入河川水質測定地点図（左:糟屋、宗像、遠賀地区、 右:糸島地区）

(オ)　博多湾流入河川の水質の推移（ＢＯＤ７５％値：mg/L）

番号	水域名	地点名	類型	基準値	年度				
					元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1	唐の原川	浜田橋	C	5	1.3	1.1	1.3	2.0	1.4
2	多々良川上流（久原川）	深井橋	A	2	1.2	1.2	1.6	1.2	1.1
3	多々良川上流	大隈橋	A	2	1.4	1.3	1.8	1.8	1.3
4	多々良川上流	雨水橋	A	2	1.7	1.0	1.3	1.8	1.1
5	多々良川下流	名島橋	C	5	1.2	1.1	1.4	2.3	1.3
6	須恵川上流	酒殿橋	B	3	3.6	1.9	2.9	4.4	5.2
7	須恵川下流	休也橋	C	5	1.9	1.8	2.0	2.4	2.0
8	宇美川上流	亀山新橋	B	3	2.6	2.3	2.2	2.5	2.4
9	宇美川下流	塔の本橋	C	5	1.7	1.4	2.4	2.2	1.7
10	御笠川上流	板付橋	B	3	1.4	1.2	1.1	1.8	1.5
11	御笠川下流（１）	金島橋	D	8	1.2	1.4	1.4	1.8	3.4
12	御笠川下流（２）	千鳥橋	D	8	1.1	1.0	1.1	1.9	1.2
13	那珂川上流	塩原橋	A	2	1.1	0.7	1.0	1.0	0.8
14	那珂川下流（１）	住吉橋	B	3	1.0	0.6	0.7	1.5	0.8
15	那珂川下流（２）	那の津大橋	C	5	1.1	0.9	1.5	1.3	1.0
16	樋井川	旧今川橋	B	3	1.2	0.7	1.1	1.3	0.8
17	金屑川	飛石橋	C	5	0.8	0.6	0.8	1.0	0.8
18	室見川	室見橋	A	2	0.7	0.6	0.7	0.9	0.6
19	名柄川	興徳寺橋	C	5	0.7	0.6	0.9	1.0	0.7
20	十郎川	壱岐橋	C	5	0.9	0.9	1.1	1.1	0.9
21	七寺川	上鯰川橋	C	5	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6
22	江の口川	玄洋橋	C	5	1.4	1.3	1.4	1.6	1.3
23	瑞梅寺川	昭代橋	A	2	1.5	1.8	1.3	1.6	1.6
環境基準達成率（%）					95.7	100.0	100.0	95.7	95.7
					(22/23)	(23/23)	(23/23)	(22/23)	(22/23)

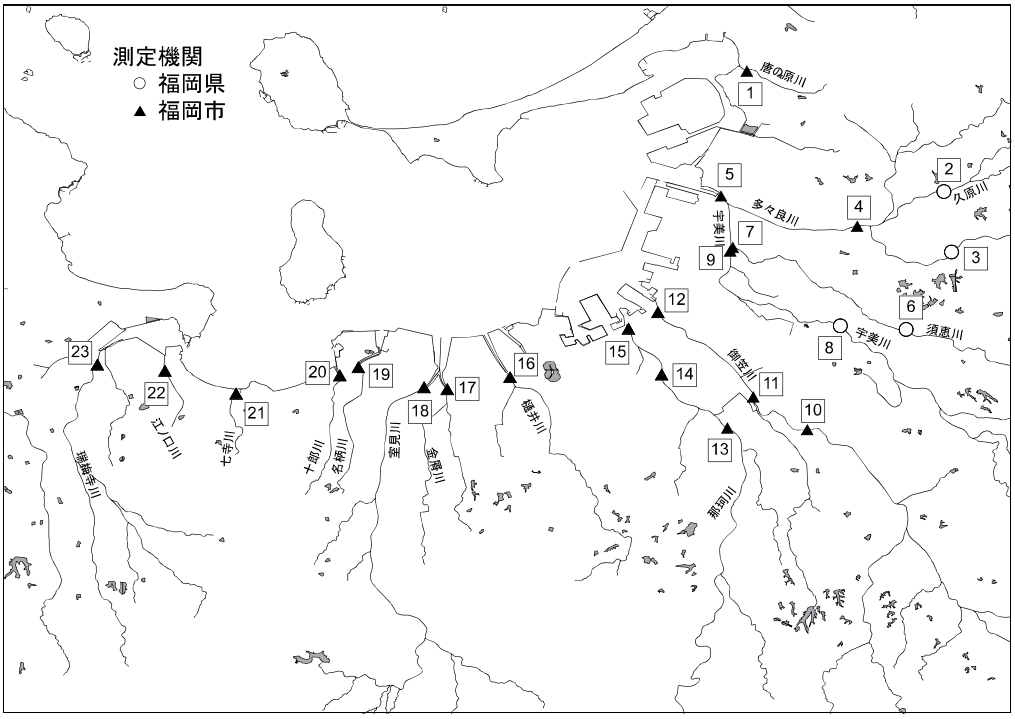

博多湾流入河川測定地点図

（ｶ）　筑後川の水質の推移（ＢＯＤ７５％値：mg/L）

番号	水域名	地点名	類型	基準値	年度				
					元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1	隈上川	柳野橋	A	2	2.5	1.8	2.7	1.7	2.6
2	桂川	蜷城橋	A	2	2.9	2.3	2.3	2.2	2.9
3	佐田川上流	屋形原橋	A	2	1.9	2.3	2.6	1.7	2.4
4	佐田川下流	佐田川橋	A	2	2.4	1.9	2.5	1.8	3.5
5	巨瀬川	中原橋	A	2	0.9	1.0	1.1	1.0	0.9
6	小石原川	高成橋	A	2	2.6	2.5	2.2	1.9	3.2
7	大刀洗川	大刀洗川河口	B	3	1.3	1.4	1.6	2.4	1.6
8	高良川上流	下川原橋	A	2	<0.5	<0.5	0.5	0.5	0.5
9	高良川下流	高良川河口	A	2	0.5	0.5	0.6	0.6	<0.5
10	宝満川（１）	岩本橋	A	2	1.7	0.9	1.4	1.3	1.3
11	宝満川（２）	下野	B	3	2.6	1.5	1.9	2.1	1.5
12	筑後川（２）	瀬ノ下	A	2	1.5	1.8	1.6	3.4	1.4
13	金丸川	古賀坂水門	C	5	2.0	2.4	2.8	2.4	3.1
14	広川上流	永代橋	A	2	1.1	1.3	1.8	1.4	0.9
15	広川下流	大善寺橋	B	3	0.8	1.1	1.5	1.4	1.2
16	山ノ井川	天竺橋（５～９月）	B	3	2.0	2.5	2.0	2.1	2.9
		天竺橋（１０～４月）	C	5	2.7	3.3	2.8	4.5	3.3
17	筑後川（３）	六五郎橋	B	3	2.2	1.8	2.4	2.4	1.6
18	花宗川	酒見橋（５～９月）	B	3	4.6	6.7	5.0	4.9	5.9
		酒見橋（１０～４月）	C	5	12.0	11.0	6.8	8.9	8.1
環境基準達成率（%）					70.0	75.0	65.0	80.0	65.0
					(14/20)	(14/20)	(13/20)	(16/20)	(13/20)

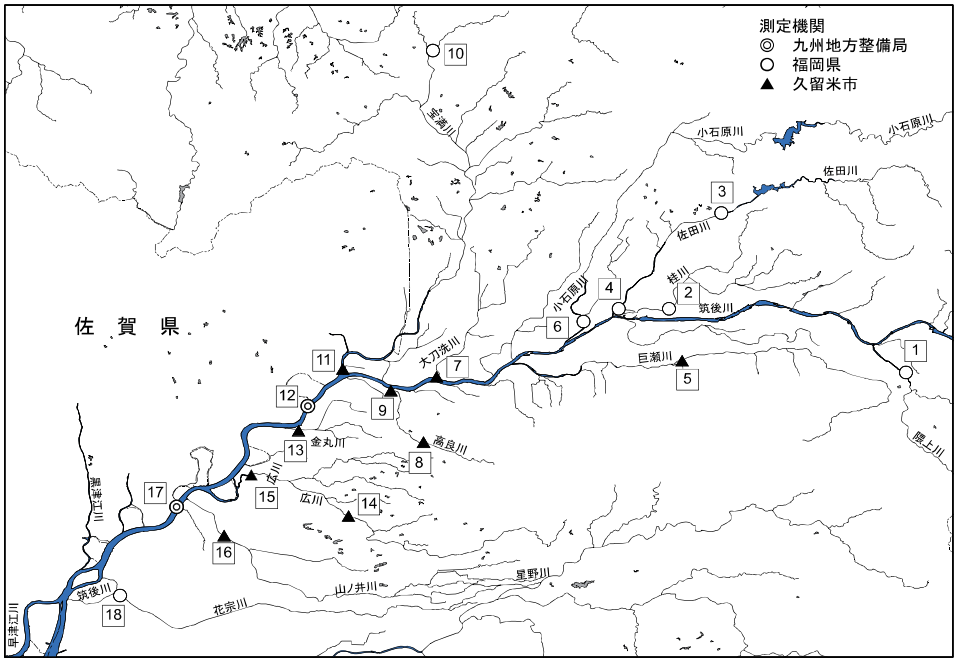

筑後川水質測定地点図

(ｷ)　矢部川の水質の推移（ＢＯＤ７５％値：mg/L）

番号	水域名	地点名	類型	基準値	年度				
					元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1	星野川	星野川橋	A	2	2.1	1.8	2.1	1.5	1.7
2	矢部川上流	上矢部川橋	A	2	2.0	1.2	1.5	1.3	2.0
3	辺春川	中通橋	A	2	4.0	3.1	2.5	2.9	2.3
4	白木川	山下橋	A	2	1.5	1.5	2.0	1.6	1.9
5	矢部川中流	船小屋	A	2	0.7	0.9	0.8	0.9	0.6
6	沖端川上流	磯鳥堰	A	2	3.7	2.3	3.8	3.8	3.4
7	沖端川下流	三明橋	C	5	10.0	6.0	4.1	2.6	2.7
8	塩塚川	晴天大橋	B	3	4.1	3.8	4.8	4.4	5.1
9	飯江川上流	古賀橋	A	2	2.1	2.2	2.3	2.4	1.8
10	飯江川下流	丁字橋	C	5	2.2	2.1	1.8	2.1	1.3
11	矢部川下流	浦島橋	B	3	1.4	1.3	1.4	1.5	1.2
12	楠田川	三開堰	B	3	3.8	3.3	4.2	4.0	4.3
環境基準達成率（%）					41.7	50.0	50.0	58.3	66.7
					(5/12)	(6/12)	(6/12)	(7/12)	(8/12)

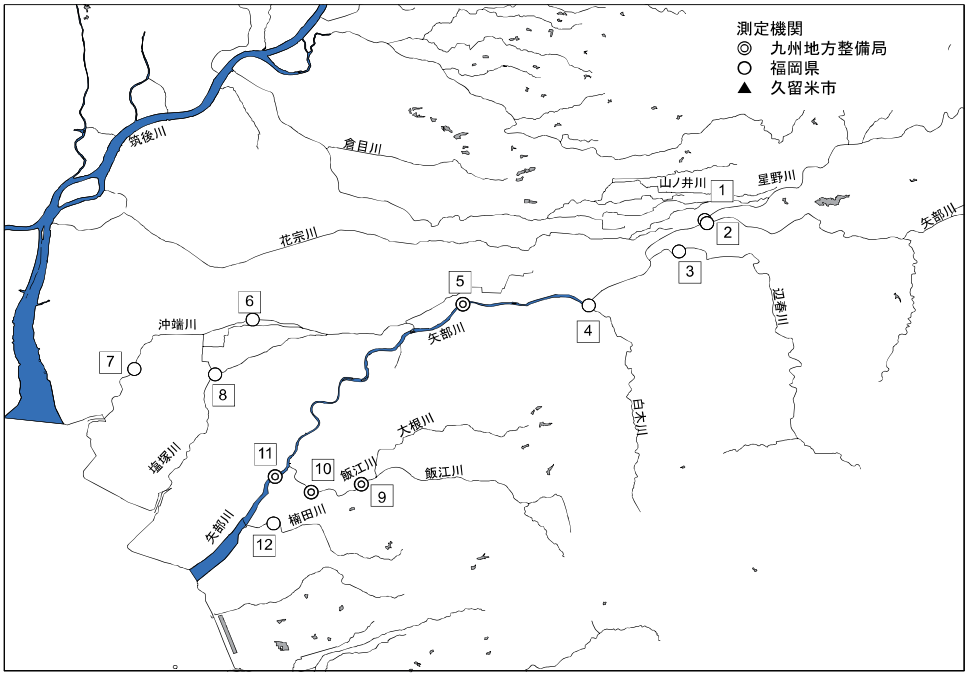

矢部川水質測定地点図

(ｸ)　大牟田市内河川の水質の推移（ＢＯＤ７５％値：mg/L）

番号	水域名	地点名	類型	基準値	年度				
					元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1	隈川上流	塚崎橋	A	2	2.5	2.4	2.4	3.2	2.0
2	隈川下流	三池干拓内橋	B	3	2.9	2.1	3.3	3.5	2.5
3	白銀川上流	三池電力所横井堰	A	2	2.5	1.8	2.0	2.1	1.5
4	白銀川下流	新川橋	B	3	4.2	4.4	3.1	3.8	3.3
5	堂面川	御幸返橋	B	3	2.7	2.4	2.2	1.9	1.3
6	堂面川	新堂面橋	B	3	2.5	2.5	2.3	2.2	1.6
7	大牟田川	五月橋	B*1	3	1.8	2.0	2.5	2.2	1.6
8	諏訪川上流	馬場町取水堰	A	2	3.2	1.9	2.3	3.5	1.8
9	諏訪川下流	三池鉄道河口鉄橋	B*2	3	1.3	1.5	1.6	2.2	1.3
環境基準達成率（%）					55.6	77.8	55.6	44.4	88.9
					(5/9)	(7/9)	(5/9)	(4/9)	(8/9)

*1 平成25年度までE類型（基準値10mg/L）

*2 平成25年度までD類型（基準値8mg/L）

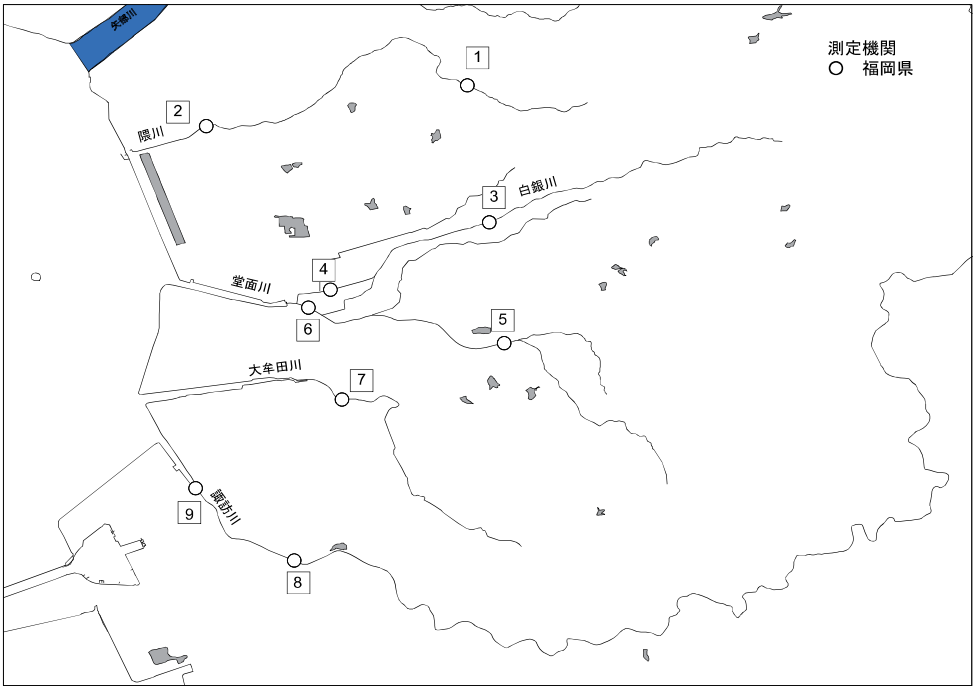

大牟田市内河川水質測定地点図

イ　海域の状況

(ｱ)　豊前地先海域の水質の推移

(A)　ＣＯＤ（７５％値：mg/L）

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
豊前地先海域（恒見沖）	Ｓ－１	A	2	2.0	1.7	1.7	1.7	1.7
豊前地先海域（苅田沖）	Ｓ－２	A	2	2.2	2.1	2.3	2.3	2.2
豊前地先海域（椎田沖）	Ｓ－３	A	2	2.4	2.0	2.2	2.1	2.1
豊前地先海域（宇島沖）	Ｓ－４	A	2	2.2	2.1	2.3	2.1	2.3
環境基準達成率（%）				25.0 (1/4)	50.0 (2/4)	25.0 (1/4)	25.0 (1/4)	25.0 (1/4)

(B)　全窒素（年間平均値：mg/L）

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
響灘及び周防灘（ニ）（恒見沖）	Ｓ－１	Ⅱ	0.3	0.15	0.16	0.13	0.13	0.13
響灘及び周防灘（ニ）（苅田沖）	Ｓ－２	Ⅱ	0.3	0.17	0.12	0.13	0.17	0.16
響灘及び周防灘（ニ）（椎田沖）	Ｓ－３	Ⅱ	0.3	0.16	0.13	0.12	0.16	0.16
響灘及び周防灘（ニ）（宇島沖）	Ｓ－４	Ⅱ	0.3	0.15	0.14	0.14	0.17	0.15
響灘及び周防灘（ニ）の年間平均値				0.16	0.14	0.13	0.16	0.15

(C)　全リン（年間平均値：mg/L）

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
響灘及び周防灘（ニ）（恒見沖）	Ｓ－１	Ⅱ	0.03	0.017	0.015	0.016	0.016	0.015
響灘及び周防灘（ニ）（苅田沖）	Ｓ－２	Ⅱ	0.03	0.023	0.022	0.017	0.028	0.017
響灘及び周防灘（ニ）（椎田沖）	Ｓ－３	Ⅱ	0.03	0.020	0.025	0.017	0.021	0.019
響灘及び周防灘（ニ）（宇島沖）	Ｓ－４	Ⅱ	0.03	0.018	0.021	0.017	0.023	0.019
響灘及び周防灘（ニ）の年間平均値				0.020	0.021	0.017	0.022	0.018

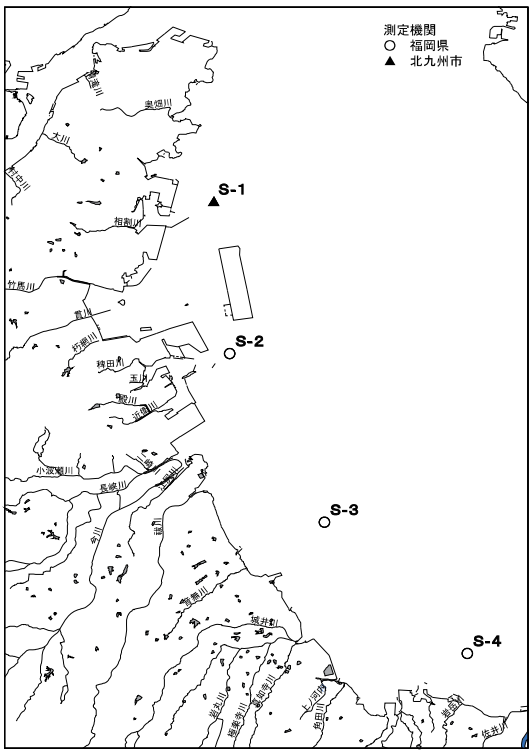

豊前海地先海域の水質測定地点図

(ｲ)　北九州地先海域の水質の推移

(A)　ＣＯＤ（７５％値：mg/L）

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
洞海湾（湾口部）	Ｄ２	B	3	1.9	1.8	1.9	2.2	1.7
洞海湾（奥洞海）	Ｄ６	C	8	3.2	2.3	2.3	3.2	2.7
洞海湾（戸畑泊地）	Ｋ７	C	8	1.6	1.7	1.4	1.6	1.3
洞海湾（堺川泊地）	Ｋ８	C	8	1.7	1.5	1.3	1.6	1.5
響灘	Ｈ１	A	2	1.3	1.5	1.2	1.5	1.2
響灘	Ｈ５	A	2	1.4	1.4	1.1	1.3	1.2
環境基準達成率（%）				100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
				(6/6)	(6/6)	(6/6)	(6/6)	(6/6)

(B)　全窒素（年間平均値：mg/L）　〔洞海湾〕

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
洞海湾（湾口部）	Ｄ２	Ⅳ	1	0.39	0.40	0.28	0.32	0.28
洞海湾（奥洞海）	Ｄ６	Ⅳ	1	1.3	0.9	0.79	0.98	0.89
洞海湾（戸畑泊地）	Ｋ７	Ⅳ	1	0.78	0.41	0.38	0.61	0.44
洞海湾（堺川泊地）	Ｋ８	Ⅳ	1	1.1	0.6	0.67	0.57	0.63
洞海湾の年間平均値				0.89	0.58	0.53	0.62	0.56

(C)　全リン（年間平均値：mg/L）〔洞海湾〕

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
洞海湾（湾口部）	Ｄ２	Ⅳ	0.09	0.022	0.019	0.021	0.021	0.020
洞海湾（奥洞海）	Ｄ６	Ⅳ	0.09	0.061	0.050	0.048	0.079	0.050
洞海湾（戸畑泊地）	Ｋ７	Ⅳ	0.09	0.016	0.014	0.019	0.018	0.016
洞海湾（堺川泊地）	Ｋ８	Ⅳ	0.09	0.019	0.018	0.017	0.019	0.020
洞海湾の年間平均値				0.030	0.025	0.026	0.034	0.027

(D)　全窒素（年間平均値：mg/L）〔響灘〕

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
響灘及び周防灘（ホ）	Ｈ１	Ⅱ	0.3	0.17	0.17	0.12	0.14	0.14
響灘及び周防灘（ホ）	Ｈ５	Ⅱ	0.3	0.15	0.16	0.13	0.12	0.12
響灘及び周防灘（ホ）の年間平均値				0.16	0.17	0.13	0.13	0.13

(E)　全リン（年間平均値：mg/L）〔響灘〕

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
響灘及び周防灘（ホ）	Ｈ１	Ⅱ	0.03	0.015	0.014	0.016	0.015	0.015
響灘及び周防灘（ホ）	Ｈ５	Ⅱ	0.03	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013
響灘及び周防灘（ホ）の年間平均値				0.014	0.014	0.015	0.014	0.014

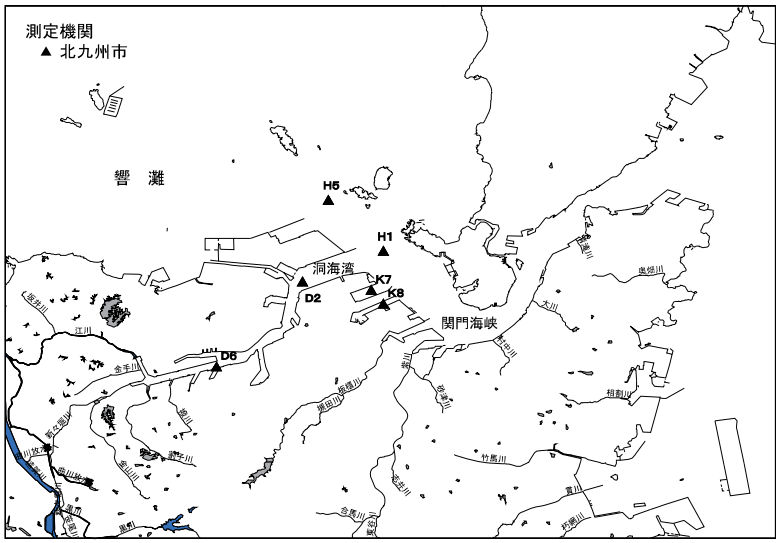

北九州地先海域の水質測定地点図

(ｳ)　筑前海の水質の推移

ＣＯＤ（７５％値：mg/L）

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
筑前海水域 (遠賀川河口沖)	Ｓｔ－１	A	2	0.5	0.7	0.6	0.6	0.6
筑前海水域 (博多湾口沖)	Ｓｔ－２	A	2	<0.5	0.7	0.6	0.5	0.7
環境基準達成率（%）				100.0 (2/2)	100.0 (2/2)	100.0 (2/2)	100.0 (2/2)	100.0 (2/2)

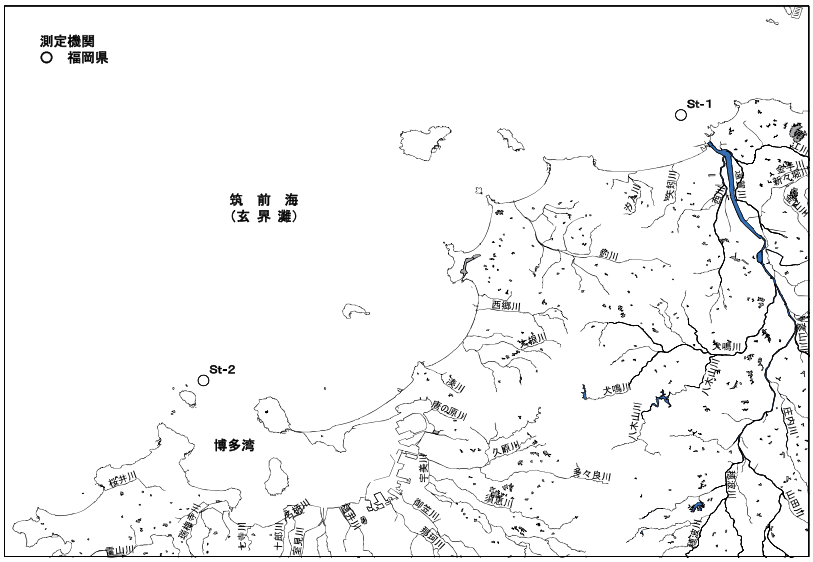

筑前海の水質測定地点図

(ｴ)　博多湾の水質の推移

(A)　ＣＯＤ（７５％値：mg/L）

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
博多湾東部海域	Ｅ－２	B	3	3.0	3.0	3.0	3.6	3.2
博多湾東部海域	Ｅ－６	B	3	3.2	3.2	3.4	3.6	2.9
博多湾中部海域	Ｃ－１	A	2	2.5	2.4	2.3	2.6	2.6
博多湾中部海域	Ｃ－４	A	2	2.7	2.5	2.7	3.0	3.0
博多湾中部海域	Ｃ－１０	A	2	2.7	2.6	3.0	2.8	2.7
博多湾西部海域	Ｗ－３	A	2	1.3	0.8	1.4	1.5	1.3
博多湾西部海域	Ｗ－６	A	2	2.2	2.0	2.1	1.9	2.2
博多湾西部海域	Ｗ－７	A	2	2.4	1.9	2.0	2.1	2.1
環境基準達成率（%）				25.0	50.0	37.5	25.0	25.0
				(2/8)	(4/8)	(3/8)	(2/8)	(2/8)

(B)　全窒素（年間平均値：mg/L）

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
博多湾東部海域	Ｅ－２	Ⅲ	0.6	0.53	0.55	0.56	0.57	0.72
博多湾東部海域	Ｅ－６	Ⅲ	0.6	0.59	0.56	0.63	0.55	0.67
東部海域の年間平均値				0.56	0.56	0.60	0.56	0.70
博多湾中部海域	Ｃ－１	Ⅲ	0.6	0.36	0.32	0.36	0.38	0.42
博多湾中部海域	Ｃ－４	Ⅲ	0.6	0.42	0.38	0.42	0.40	0.52
博多湾中部海域	Ｃ－１０	Ⅲ	0.6	0.42	0.49	0.44	0.44	0.53
中部海域の年間平均値				0.40	0.40	0.41	0.41	0.49
博多湾西部海域	Ｗ－３	Ⅱ	0.3	0.15	0.14	0.15	0.14	0.14
博多湾西部海域	Ｗ－６	Ⅱ	0.3	0.29	0.27	0.29	0.26	0.34
博多湾西部海域	Ｗ－７	Ⅱ	0.3	0.32	0.27	0.30	0.31	0.35
西部海域の年間平均値				0.25	0.23	0.25	0.24	0.28

(C)　全リン（年間平均値：mg/L）

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
博多湾東部海域	Ｅ－２	Ⅲ	0.05	0.037	0.034	0.029	0.029	0.031
博多湾東部海域	Ｅ－６	Ⅲ	0.05	0.039	0.035	0.038	0.031	0.033
東部海域の年間平均値				0.038	0.035	0.034	0.030	0.032
博多湾中部海域	Ｃ－１	Ⅲ	0.05	0.024	0.019	0.020	0.020	0.023
博多湾中部海域	Ｃ－４	Ⅲ	0.05	0.029	0.025	0.022	0.022	0.026
博多湾中部海域	Ｃ－１０	Ⅲ	0.05	0.029	0.028	0.026	0.025	0.027
中部海域の年間平均値				0.027	0.024	0.023	0.022	0.025
博多湾西部海域	Ｗ－３	Ⅱ	0.03	0.011	0.012	0.012	0.011	0.013
博多湾西部海域	Ｗ－６	Ⅱ	0.03	0.022	0.019	0.017	0.016	0.021
博多湾西部海域	Ｗ－７	Ⅱ	0.03	0.024	0.022	0.019	0.019	0.023
西部海域の年間平均値				0.019	0.018	0.016	0.015	0.019

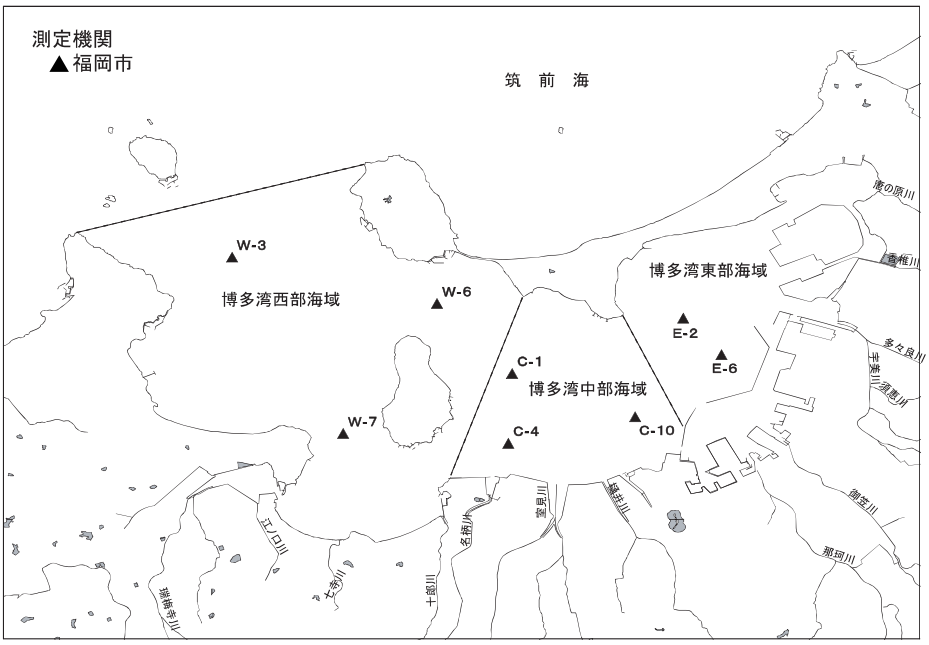

博多湾水質測定地点図

(ｵ)　有明海の水質の推移

(A)　ＣＯＤ（７５％値：mg/L）

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
有明海（３）（三池港）	Ｓｔ－１	C	8	0.9	1.1	1.3	1.0	1.1
有明海（２）（大牟田川河口沖）	Ｓｔ－２	C	8	1.2	1.5	1.5	1.5	1.4
有明海（４）（沿岸部）	Ｓｔ－３	B	3	1.0	1.1	1.3	1.3	1.3
有明海（４）（沿岸部）	Ｓｔ－４	B	3	1.2	1.2	1.3	1.2	1.5
有明海（４）（沿岸部）	Ｓｔ－５	B	3	1.2	1.0	1.7	1.2	1.6
有明海（４）（沿岸部）	Ｓｔ－６	B	3	1.4	1.1	1.8	1.5	1.9
有明海（４）（沿岸部）	Ｓｔ－７	B	3	1.6	1.4	2.0	1.7	2.1
有明海（15）（中央部）	Ｓｔ－８	A	2	1.1	1.0	1.5	1.4	1.7
有明海（15）（中央部）	Ｓｔ－９	A	2	1.4	1.4	2.0	1.6	2.0
大牟田川港湾区域	Ｓｔ－１０	C	8	2.4	2.6	2.7	2.7	2.7
環境基準達成率（%）				100.0 (10/10)	100.0 (10/10)	100.0 (10/10)	100.0 (10/10)	100.0 (10/10)

(B)　全窒素（年間平均値：mg/L）

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
有明海（イ）	Ｓｔ－６	Ⅲ	0.6	0.32	0.31	0.27	0.32	0.33
有明海（イ）	Ｓｔ－８	Ⅲ	0.6	0.23	0.24	0.21	0.28	0.25
有明海（イ）	Ｓｔ－９	Ⅲ	0.6	0.34	0.31	0.37	0.36	0.37
有明海(イ)（湾奥部）の年間平均値				0.30	0.29	0.28	0.32	0.32
有明海（ニ）	Ｌ７	Ⅱ	0.3	0.22	0.23	0.17	0.23	0.23
有明海(ニ)（湾中央）の年間平均値				0.22	0.23	0.17	0.23	0.23

(C)　全リン（年間平均値：mg/L）

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
有明海（イ）	Ｓｔ－６	Ⅲ	0.05	0.069	0.055	0.057	0.069	0.055
有明海（イ）	Ｓｔ－８	Ⅲ	0.05	0.044	0.041	0.046	0.052	0.038
有明海（イ）	Ｓｔ－９	Ⅲ	0.05	0.075	0.064	0.084	0.081	0.062
有明海(イ)（湾奥部）の年間平均値				0.063	0.053	0.062	0.067	0.052
有明海（ニ）	Ｌ７	Ⅱ	0.03	0.042	0.040	0.038	0.042	0.029
有明海(ニ)（湾中央）の年間平均値				0.042	0.040	0.038	0.042	0.029

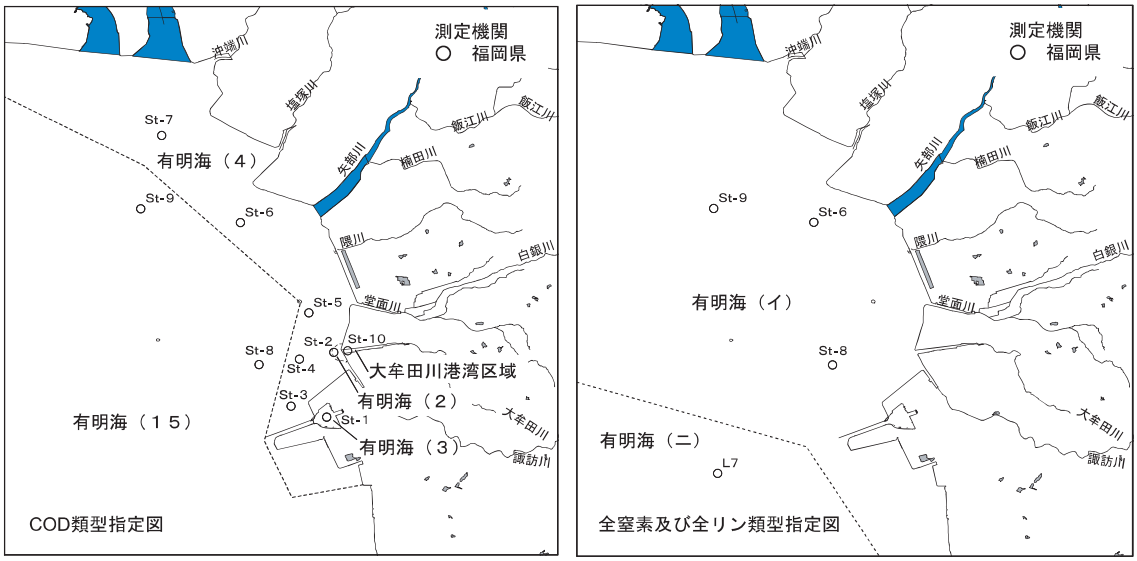

有明海水質測定地点図

(ｶ)　唐津湾の水質の推移

(A)　ＣＯＤ（７５％値：mg/L）

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
唐津湾（１）	Ｋ－１	A	2	0.7	0.7	0.6	0.7	0.7
唐津湾（１）	Ｋ－２	A	2	<0.5	0.7	0.6	<0.5	0.6
唐津湾（１）	Ｋ－３	A	2	0.5	0.6	0.5	0.5	0.7
環境基準達成率（%）				100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
				(3/3)	(3/3)	(3/3)	(3/3)	(3/3)

(B)　全窒素（年間平均値：mg/L）

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
				R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
唐津湾（１）	Ｋ－１	Ⅱ	0.3	0.21	0.14	0.12	0.17	0.19
唐津湾（１）	Ｋ－２	Ⅱ	0.3	0.11	0.11	0.10	0.13	0.14
唐津湾（１）	Ｋ－３	Ⅱ	0.3	0.13	0.11	0.09	0.16	0.18
唐津湾（１）の年間平均値				0.15	0.12	0.10	0.15	0.17

(C)　全リン（年間平均値：mg/L）

水域名	地点名	類型	基準値	年度				
					R2年度	3年度	4年度	5年度
唐津湾（１）	Ｋ－１	Ⅱ	0.03	0.029	0.020	0.014	0.013	0.020
唐津湾（１）	Ｋ－２	Ⅱ	0.03	0.011	0.015	0.010	0.018	0.012
唐津湾（１）	Ｋ－３	Ⅱ	0.03	0.015	0.015	0.009	0.014	0.014
唐津湾（１）の年間平均値				0.018	0.017	0.011	0.015	0.015

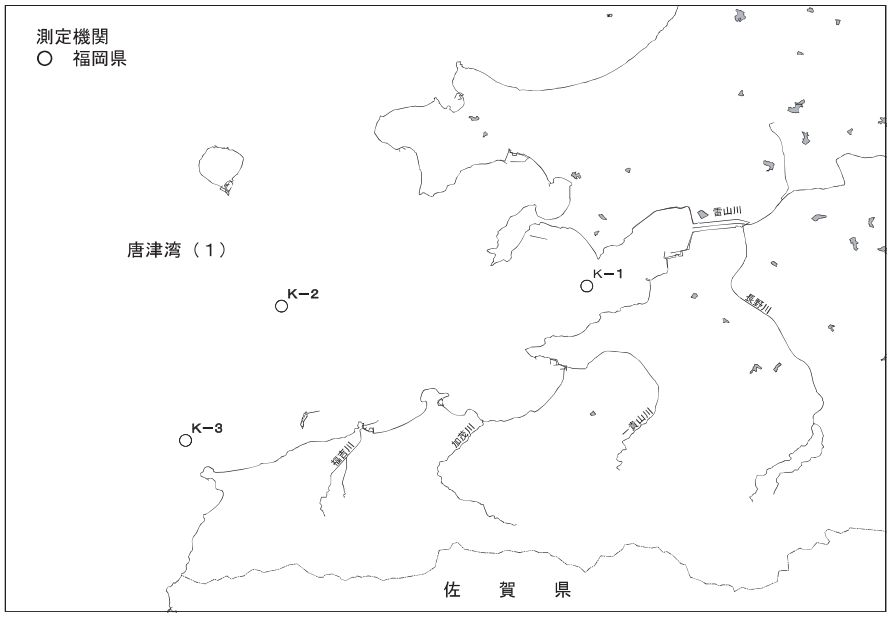

唐津湾水質測定地点図

Ⅷ－7　下水道事業執行体制

【県庁ほか】

	部局名	課(室)名	係名	代表電話(内線)	電話(直通)	FAX	電子メールアドレス	備　考
県庁	福岡県 建築都市部	〒 812-8577	福岡市博多区東公園7－7					
		下水道課	管理係	092-651-1111 (4724)	092-643-3727	092-632-6103	gesuido@pref.fukuoka.lg.jp	
			公共下水道係	092-651-1111 (4725)	092-643-3728			
			流域下水道係	092-651-1111 (4726,4727)	092-643-3763			
出先	流域下水道 事務所	〒 816-0943	大野城市大字白木原3－5－25 (筑紫総合庁舎)					
		庶務課		092-513-5590	(510,511,512)	092-502-2060	ryuikigesuidou@pref.fukuoka.lg.jp	
		工務課		092-513-5591	(520,521,522)			
		設備課		092-513-5592	(530,531,532,533)			
	北九州県土整備 事務所	〒 807-0831	北九州市八幡西区則松3－7－1 (八幡総合庁舎)					
		都市施設整備課		093-691-2761	093-691-2781	093-692-9479	kitakyu-pw@pref.fukuoka.lg.jp	
	八女県土整備 事務所	〒 834-0063	八女市大字本村25 (八女総合庁舎)					
		都市施設整備課		0943-22-6982	0943-22-6991	0943-23-7722	yame-pw@pref.fukuoka.lg.jp	
	南筑後県土整備 事務所	〒 836-0034	大牟田市小浜町24-1(大牟田総合庁舎)					
		都市施設整備課		0944-41-5112	0944-41-5119	0944-41-5120	nanchiku-ld@pref.fukuoka.lg.jp	
	直方県土整備 事務所	〒 822-0025	直方市日吉町9－10 (直方総合庁舎)					
		都市施設整備課		0949-23-3111	0949-22-5650	0949-22-5644	noogata-pw@pref.fukuoka.lg.jp	
	(公財)福岡県下 水道管理セン ター	〒 812-0893	福岡市博多区那珂4－5－1					
		御笠川浄化センター		092-451-4911		092-451-4946	mikasa@fukuoka-spc.or.jp	
		〒 811-2313	糟屋郡粕屋町大字江辻705					
		多々良川浄化センター		092-939-3413		092-939-3415	tatara@fukuoka-spc.or.jp	
		〒 838-0102	小郡市津古153－1					
		宝満川浄化センター		0942-75-1400		0942-75-1005	houman@fukuoka-spc.or.jp	
		〒 838-0137	小郡市福童1421					
		福童浄化センター		0942-72-1721		0942-72-1723	fukudou@fukuoka-spc.or.jp	
		〒 809-0002	中間市大字中底井野1278－1					
		遠賀川下流浄化センター		093-246-3763		093-246-3764	ongakaryu@fukuoka-spc.or.jp	
		〒 833-0037	筑後市大字島田754					
		矢部川浄化センター		0942-54-2701		0942-54-2702	yabegawa@fukuoka-spc.or.jp	
		〒 822-0031	直方市大字植木4054－2					
		遠賀川中流浄化センター		0949-23-3201		0949-23-3202	ongachuryu@fukuoka-spc.or.jp	

【市】

市町村名	部局名	課(室)名	係名	代表電話(内線)	電話(直通)	FAX	電子メールアドレス	備 考
北九州市	上下水道局	〒 803-8510	北九州市小倉北区大手町1番1号					
		下水道計画課	下水道計画係	093-582-2480	093-582-2480	093-582-2533	sui-gesuikeikaku@city.kitakyushu.lg.jp	
			企画調整係					
		下水道保全課	保全係	093-582-2426	093-582-2426		sui-gesuihozen@city.kitakyushu.lg.jp	
			施設強靭化係					
		広域事業課	資産活用係	093-582-3141	093-582-3141	093-582-2088	sui-kouiki@city.kitakyushu.lg.jp	
福岡市	道路下水道局計画部	〒 810-8620	福岡市中央区天神1丁目8－1					
		下水道企画課	企画係	092-711-4111(3071)	092-711-4428	092-733-5533	gesuikikaku.RSB@city.fukuoka.lg.jp	
			事業計画係	092-711-4111(3072)				
			技術係	092-711-4111(3073)				
		下水道計画課	計画係	092-711-4111(6081)	092-711-4515	092-733-5533	gesuikeikaku.RSB@city.fukuoka.lg.jp	
			資源活用係	092-711-4111(6083)				
			下水道主要施設再構築担当	092-711-4111(6083)				
大牟田市	企業局	〒 836-8666	福岡県大牟田市有明町2丁目3番地					
		下水道課	管理担当	0944－41－2222(4251,4254)	0944－41－2844	0944-41-2842	gesuidou01@city.omuta.lg.jp	
			建設担当	0944－41－2222(4252,4253)				
			計画担当	0944－41－2222(4262)				
		施設課	施設(下水)担当	0944－41－2222(4273)	0944－41－2850		sisetu01@city.omuta.lg.jp	
			水質担当	0944－41－2222(4274)				
久留米市	上下水道部	〒 839-8501	久留米市合川町2190番地3					
		総　　務		0942-30-8500 (212,216)	0942-30-8504	0942-30-8570	jyogesui@city.kurume.lg.jp	
		下水道整備課	管渠	0942-30-8500(277,278)	0942-30-9079	0942-38-2694	gesuiken@city.kurume.lg.jp	
			計画	0942-30-8500(275)				
			維持	0942-30-8500(273)				
			ストックマネジメント	0942-30-8500(281				
		営業管理課	営業・管理	0942-30-8500(231,233)	0942-30-9078	0942-38-2694	eigyokan@city.kurume.lg.jp	
		給排水設備課	浄化槽・排水	0942-30-8500(249,246)	0942-30-9237	0942-38-2694	suidokyu@city.kurume.lg.jp	
		下水道施設課	中央浄化センター	0942-39-1155	0942-39-1155	0942-39-1155	gesuichu@city.kurume.lg.jp	
			南部浄化センター	0942-26-2111	0942-26-2111	0942-26-2111	gesuinan@city.kurume.lg.jp	
直方市	上下水道・環境部	〒 822-8501	直方市殿町7番1号					
		下水道課	建設係		0949-25-2203	0949-28-2605	n-gesuido@city.nogata.fukuoka.jp	
			下水道庶務係		0949-25-2202		n-gesuido@city.nogata.fukuoka.jp	
			維持係		0949-25-2199		n-gesuido@city.nogata.fukuoka.jp	
飯塚市	企業局	〒 820-8605	飯塚市　忠隈523					
		企業管理課	総務係	0948-22-0380(2251,2255)	0948-96-8693	0948-29-8772	kigyoukanri@city.iizuka.lg.jp	
			財務係	0948-22-0380 (2252,2253)	0948-96-8694			
			業務係	0948-22-0380 (2256)	0948-96-8695			
		下水道課	管理係	0948-22-0380(2241,2242)	0948-96-8690		gesui@city.iizuka.lg.jp	
			建設係	0948-22-0380(2243)	0948-96-8691			
			施設係	0948-22-0380(2244)	0948-96-8692			
			終末処理場		0948-23-6029	0948-23-6029		
柳川市		〒 832-8601	柳川市本町87番地1					
		上下水道課	庶務経理係	0944-73-8111(8585)	0944-77-8585	0944-74-2276	gesuido@city.yanagawa.lg.jp	
			下水道工務係	0944-73-8111(8582,8583)	0944-77-8583			
八女市	建設経済部	〒 834-8585	八女市本町647					
		上下水道局	下水道総務係	0943-23-1111(353)	0943-23-1148	0943-23-7031	gesuido@city.yame.lg.jp	
			下水道工務係	0943-23-1111(351)	0943-23-1670			
筑後市	建設経済部	〒 833-8601	筑後市大字山ノ井898番地					
		上下水道課	下水道庶務担当	0942-53-4111(190,192)	0942-65-7036	0942-52-1141	gesui@city.chikugo.lg.jp	
			下水道工務担当	0942-53-4111(252,253)	0942-65-7037	0942-53-4247		
大川市		〒 831-8601	福岡県大川市大字酒見256-1					
		上下水道課	下水道庶務係	0944-87-2101(456)	0944-85-7019	0944-87-2108	okwg-syomu_k@city.okawa.lg.jp	
			下水道工務係	0944-87-2101(417)	0944-85-5548		okwg-sisetu_k@city.okawa.lg.jp	
行橋市	環境水道部	〒 824-8601	行橋市中央一丁目1番1号					
		下水道課	下水道係	0930-25-1111(1273,1274)		0930-25-5340	gesui@city.yukuhashi.lg.jp	
			管理係	0930-25-1111(1271,1272)				
			処理場係		0930-26-2076	0930-26-2074		
豊前市	産業建設部	〒 828-8501	福岡県豊前市大字吉木955番地					
		上下水道課	業務係	0979-82-1111(1254)	0979-82-8025	0979-83-2560	suidou-gyomu@city.buzen.lg.jp	
			工務係	0979-82-1111(1127,1128,1256)	0979-82-8026		suidou-koumu@city.buzen.lg.jp	
			豊前市浄化センター	0979-83-4414		0979-83-4414		

中間市	環境上下水道部	〒 809-8501	福岡県中間市中間一丁目1番1号					
		下水道課	計画工務係	093-244-1111	093-246-6256	093-243-1802	gesuidouka@city.nakama.lg.jp	
			施設管理係					
			業務係					
小郡市	都市建設部	〒 838-0198	小郡市小郡255番地1					
		下水道課	管理係	0942-72-2111 (342,343)		0942-73-0571	gesuido@city.ogori.lg.jp	
			工務係	0942-72-2111 (344,345)			komu@city.ogori.lg.jp	
筑紫野市	環境経済部	〒 818-8686	筑紫野市石崎1丁目1番1号					
		上下水道料金総務課	財務管理担当	092-923-1111	092-923-1111(641)	092-921-1133	w-kanri@city.chikushino.fukuoka.jp	
			料金担当	092-923-1111	092-923-7111(643)			
		上下水道工務課	給排水担当	092-923-1111	092-923-1111(667)	092-923-7977	w-koumu@city.chikushino.fukuoka.jp	
			水道担当	092-923-1111	092-923-1111(661)			
			下水道担当		092-923-1111(664)			
春日市	都市整備部	〒 816-8501	福岡県春日市原町3丁目1番地5					
		下水道課	庶務担当	092-584-1111(3402,3412)	092-584-1134	092-584-1143	gesui@city.kasuga.fukuoka.jp	
			施設担当	092-584-1111(3423,3424)				
大野城市	上下水道局	〒 816-8510	福岡県大野城市曙町2丁目2番1号					
		上下水道工務課	下水道担当	092-501-2211(337)	092-580-1931	092-573-5380	suigesui@city.onojo.fukuoka.jp	
		料金施設課	給排水設備担当	092-501-2211(329)	092-580-1922		sisetu@city.onojo.fukuoka.jp	
			料金担当	092-501-2211(330)	092-580-1933			
		企業総務課	計画・財務担当	092-501-2211(310)	092-580-1921		jyogesui@city.onojo.fukuoka.jp	
宗像市	環境部	〒 811-3431	宗像市田熊1373番地					
		下水道課	管理係	0940-36-4136	0940-36-4136	0940-36-4230	gesui@city.munakata.lg.jp	
			事業係					
太宰府市	都市整備部	〒 818-0110	福岡県太宰府市御笠5丁目3番1号					
		上下水道施設課	施設係	092-921-2121	092-408-4025	092-921-9009	shisetsu@city.dazaifu.lg.jp	
			業務係	092-921-2121				
		上下水道課	経営管理係	092-921-2121	092-408-4024		suidou@city.dazaifu.lg.jp	
			料金係	092-921-2121				
古賀市	建設産業部	〒 811-3192	古賀市駅東1丁目1番1号					
		上下水道課	下水道係	092-942-1111(806,808)	092-942-1118	092-941-4046	gesuido@city.fukuoka-koga.lg.jp	
			下水道管理係	092-942-1111(806,808)			gesuikanri@city.fukuoka-koga.lg.jp	
福津市	都市整備部	〒 811-3293	福岡県福津市中央1丁目1番1号					
		下水道課	施設係	0940-42-1111(1131,1132,1133)	0940-62-5069	0940-43-9005	gesuido@city.fukutsu.lg.jp	
			経営係	0940-42-1111(1134,1135)	0940-62-5068			
うきは市		〒 839-1393	うきは市吉井町新治316番地					
		水環境課	上下水道管理係	0943-75-3111(241)	0943-75-4983	0943-75-5509	jyougesui@city.ukiha.lg.jp	
			上下水道工務係	0943-75-3111(242)				
宮若市		〒 823-0011	福岡県宮若市宮田29番地1					
		下水道課	下水道係	0949-32-0510	0949-32-3159	0949-32-1041	gesui@city.miyawaka.lg.jp	
			管理係				gesuikanri@city.miyawaka.lg.jp	
朝倉市		〒 838-8601	朝倉市菩提寺412番地2					
		上下水道課	下水道工務係	0946-22-1111	0946-24-8856	0946-24-8857	gesui-koumu@city.asakura.lg.jp	
			庶務係		0946-22-1122		jyougesui@city.asakura.lg.jp	
みやま市	建設都市部	〒 835-8601	みやま市瀬高町小川5					
		上下水道課	下水道係	0944-63-6111(396)	0944-64-1533	0944-64-1534	gesui1@city.miyama.lg.jp	
			庶務係	0944-63-6111(393)			gesui-shomu@city.miyama.lg.jp	
糸島市	生活環境部	〒 819-1192	糸島市前原西1丁目1番1号					
		下水道課	計画施設係	092-323-1111(1736)	092-332-2083	092-329-1127	gesuido@city.itoshima.lg.jp	
			建設係	092-323-1111(1732)				
		業務課	業務係	092-323-1111(1713)	092-332-2120	092-329-1127	gyomu@city.itoshima.lg.jp	
			経理係	092-323-1111(1712)				
那珂川市	都市整備部	〒 811-1224	那珂川市大字安徳702番地1					
		下水道課	業務担当	092-408-6271		092-953-4563	gesui@city-nakagawa.fukuoka.jp	
			工務担当	092-408-6273				

【町】

市町村名	部局名	課(室)名	係名	代表電話(内線)	電話(直通)	FAX	電子メールアドレス	備 考
宇美町		〒 811-2192	福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号					
		上下水道課	下水道管理係	092-932-1111(552)	092-934-2224	092-933-7512	jyougesui@town.umi.lg.jp	
			業務・浄水施設係	092-932-1111(557)	092-934-2225			
篠栗町		〒 811-2492	福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号					
		上下水道課	総務係	092-947-1111(130)	947-1256	092-947-1127	j-soumu@town.sasaguri.lg.jp	
			業務係	092-947-1111(131)	947-1257		j-gyoumu@town.sasaguri.lg.jp	
志免町		〒 811-2292	福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号					
		上下水道課	業務係	092-935-1001	092-935-1097	092-935-2405	gyoumu@town.shime.lg.jp	
			財務係	092-935-1001	092-935-1089	092-935-2423	zaimu@town.shime.lg.jp	
須恵町		〒 811-2193	福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地					
		上下水道課	下水道係	092-932-1151(265，266)	092-932-1445	092-931-1827	gesui@town.sue.lg.jp	
			管理係	092-932-1151(231,232)				
新宮町		〒 811-0192	福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜一丁目1番1号					
		上下水道課	庶務担当	092-962-0231(152,153)	092-963-1736	092-941-2682	gesui@town.shingu.fukuoka.jp	
			下水道担当	092-962-0231(154,156)			gesui@town.shingu.fukuoka.jp	
久山町		〒 811-2592	福岡県糟屋郡久山町大字久原3632					
		上下水道課	下水道工務係	092-976-1111(532)		092-976-2463	suidou@towm.hisayama.lg.jp gesui@town.hisayama.fukuoka.jp	
			下水道管理係	092-976-1111(534)				
粕屋町	都市政策部	〒 811-2392	糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号					
		上下水道課	管理係	092-938-2311(452)	092-938-0239	092-938-7818	gesui@town.kasuya.lg.jp	
			業務係	092-938-2311(455)				
芦屋町		〒 807-0198	福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号					
		都市整備課	下水道係	093-223-0881(185,186,188)	093-223-3549	093-223-3927	suido@town.ashiya.lg.jp	
水巻町		〒 807-8501	福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号					
		下水道課	管理係	093-201-4321(121,122)		093-201-4423	gesui@town.mizumaki.lg.jp	
			工務係	093-201-4321(124,125)				
岡垣町		〒 811-4233	福岡県遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号					
		上下水道課	業務係	093-282-1211(261,262)		093-282-1310	jogesui@town.okagaki.lg.jp	
			下水道工務係	093-282-1211(265,266)				
遠賀町		〒 811-4392	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地					
		都市計画課	下水道管理係	093-293-1234	093-293-1314	093-293-0806	toshikeikaku@town.onga.lg.jp	
			下水道工務係					
小竹町		〒 820-1192	福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1					
		上下水道課	下水道事務係	0949-62-1211(551,552)	0949-62-1945	0949-62-1140	gesuidou@town.kotake.lg.jp	
			下水道技術係					
鞍手町		〒 807-1392	福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地					
		上下水道課	下水道係	0949-42-2111(255,256)		0949-42-5693	gesui@town.kurate.lg.jp	
筑前町		〒 838-8585	福岡県朝倉郡筑前町新町421番地5					
		上下水道課	下水道管理係	0946-42-3111(434)	0946-22-3332	0946-23-1533	gesui@town.chikuzen.fukuoka.jp	
			工務係	0946-42-3111(453)	0946-22-3361			
大刀洗町		〒 830-1298	福岡県三井郡大刀洗町大字冨多819番地					
		建設課	下水道管理係	0942-77-0101(175.176)	0942-77-6204	0942-77-3063	gesui@town.tachiarai.lg.jp	
広川町		〒 834-0115	福岡県八女郡広川町大字新代1804一1					
		環境課	上下水道係	0943-32-1111	0943-32-1138	0943- 32-4287	suidou@town.hirokawa.lg.jp	
苅田町		〒 800-0392	福岡県京都苅田町富久町1丁目19番地1					
		上下水道課	下水道業務担当	093-434-1111(254)	093-434-1829	093-435-2011	gesuidoka@town.kanda.lg.jp	
			下水道工務担当	093-434-1111(259)				
			浄化センター担当	093-435-2370	093-435-2370	093-435-2371		
みやこ町		〒 824-0892	福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地					
		上下水道課	業務係	0930-32-2511(441)	0930-32-6003	0930-32-6018	suidou@town.miyako.lg.jp	
			工務係	0930-32-2511(444)				
吉富町		〒 871-8585	福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1					
		上下水道課	工務係	0979-24-1122(139)	0979-24-4074	0979-24-3219	suidou@town.yoshitomi.lg.jp	
			業務係					
築上町		〒 829-0392	築上郡築上町大字椎田891番地2					
		上下水道課	下水道係	0930-56-0300(234)		0930-56-1510	gesui@town.chikujo.lg.jp	
基山町(佐賀県)		〒 841-0204	佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地					
		建設課	上下水道係	0942-92-2011	0942-92-7963	0942-92-0741	seibi-4@town.kiyama.lg.jp	

Ⅷ－８　福岡県の水道　【県土整備部　水資源対策課】

１．水道整備・管理行政の移管について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第36号）が令和６年４月１日に施行され、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管された。

今後は、官民連携や耐震化、災害対応等、上下水道一体での取組を推進する必要がある。

２．福岡県の普及状況

本県の水道普及率は、令和 5 年 3 月末現在で 96.0%（総人口 5,101 千人に対して給水人口 4,895 千人）となっており、未給水人口は 206 千人となっている。

また、給水人口の内訳は、上水道が 4，794 千人（98.0%）と大部分を占めており、次いで専用水道が 87 千人（1.8%）、簡易水道が 14 千人（0.3%）となっている。

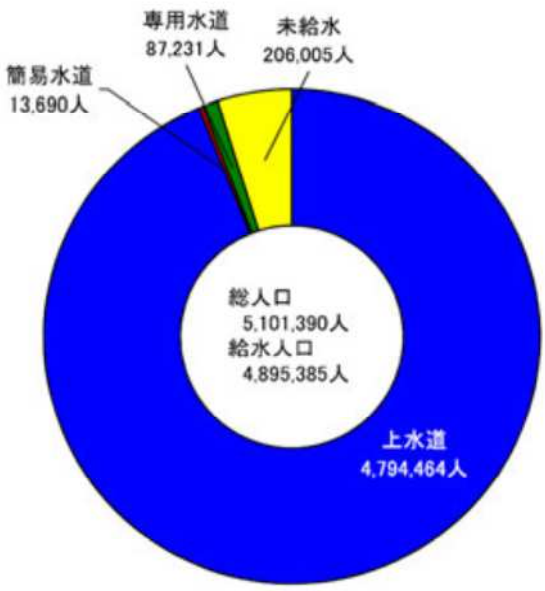

３．「福岡県の水道」の公表について

「福岡県の水道」は、県内の上水道事業等の概況を年度ごとに取りまとめたもので、水道行政運営の基礎資料としての利用をはじめ、関係各方面での利用に供することを目的として、福岡県HPにて公表しております。詳細は、下記福岡県HPにてご確認ください。

（福岡県HP）福岡県の水道：https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/search-1-1581-outline.html

芦屋町　あしや砂像展　10月下旬～11月中旬

福岡県の下水道　令和６年度版

令和７年３月　発行
福岡県建築都市部下水道課
〒812-8577　福岡市博多区東公園 7-7
TEL　092-651-1111
（内線 4724～4727）
FAX　092-632-6103
Ｅメール　gesuido@pref.fukuoka.lg.jp

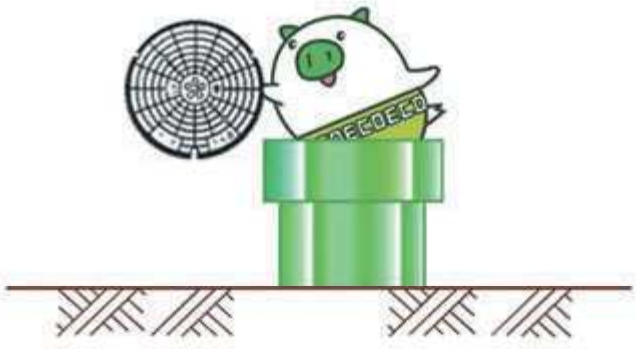

福岡県行政資料	
分類記号 RE	所属コード 1501900
登録年度 06	登録番号 0003